

見えざるフランス革命

—— 通信の統制から見た法と秩序（フランス、1789年 - 1795年） ——

La Révolution invisible:

La loi et l'ordre au travers du contrôle de la correspondance
(France, 1789-1795)

マリア＝ベトレム・カステラ＝イ＝プジョルス
訳・山崎 耕一

Maria Betlem Castellà i Pujols
traduit par Koichi Yamazaki

見えざるフランス革命

—— 通信の統制から見た法と秩序（フランス、1789年 - 1795年）¹ ——

La Révolution invisible:

La loi et l'ordre au travers du contrôle de la correspondance

(France, 1789-1795)

マリア＝ベトレム・カステラ＝イ＝プジョルス

訳・山崎 耕一

Maria Betlem Castellà i Pujols

traduit par Koichi Yamazaki

目次

I	はじめに	1
II	情報-「秩序」- 公共秩序	2
III	報告委員会と調査委員会	2
IV	恐怖政治の起源	3
V	ルイ 16 世	4
VI	議会の議長	5
VII	時間の問題	5
VIII	陳情書委員会と監視委員会	6
IX	12 人委員会および臨時 12 人委員会	7
X	政治闘争	8
XI	1792 年春の「クーデタ」	8
XII	日本でのささやかな発見	9
XIII	通信委員会	10
XIV	陳情書・通信委員会	11
XV	一つの権力の終わり、別の権力の誕生	12
XVI	公安委員会	13
XVII	政治闘争	15
XVIII	オピュソン氏	16
XIX	見えざる革命	17
	注	19
	表とグラフ	28

I はじめに

フランスに立法議会が成立してから9日後にはすでに、立法府議長から見て左翼側は自分たちの要求を提出していた。市民が議会に送るすべての覚書、陳情書、要求書および建言書を朗読すること、自らの視点、要望、恐れを議員に伝えるために全国からやって来る代表団を議場に受け入れることを求めたのである。この派の議員たちは、陳情という神聖な権利を最大限に尊重しようとしたのだ。市民が書きものや代表団を通じて議会に連絡する個別意志を知ることによって、一般意志は推定されるはずであった。しかしこの派は、陳情権を優先し、それによって市民のより直接的な参加を強め、代表制による意志決定を弱める政治制度を優遇することで、選挙人たちの陳情書や覚書、建言書、要求書の朗読とともに、議会の議長がこうした通信に介入することを忌避しようとしたのだ。議長は「フィルター」としてかなり重要な役割を演じていた。情報が議員全員に連絡されるべきか、特定のテーマを管轄するために議会が作った委員会にのみ連絡されるべきかは、議長が決めていたのである。

1791年10月に、前議会のいくつかの委員会が強大な権力を持っていたことを見誤る議員はいなかった。委員会が、議会に届く情報の大部分を管理することで、結局のところ議会の討論を統制していたことに、皆が通じていたのである。議員たちは、議長や委員会によって選別された情報をもとに討論していたのであって、市民が立法府に寄せる情報のすべてをもとにしていただけではなかった。多くの場合、議員が採択するデクレはこれらの同じ委員会によって起草されたのであって、その際に委員会の委員たちは、それぞれのイデオロギー的経歴に応じて、ある視点を優先し、別の視点を捨て去ったのだ。同様に彼らは、自分たちが手にするすべての情報の中から、報告書の中で重視されるべきものと、放置したり無視したりするものを選び分けた。この点に関して、イヴ＝マリ・オドランは「憲法制定国民議会の諸委員会のやり方はまったく誤っており、きわめて有害なものだったことを確信し、声高に述べようではないか。すべての知見が少数者のもとに集中したり、偉大な議会が何人かの議員の影響力に対して戦わねばならないようなことは、あってはならない」と演説した²。またフランソワ・シャボは「これらの委員会は無用であるのみならず、危険であると私は言いたい。それらが危険であるのは、まず、知見を限られた人数の人々に集中し、多くの議員たちを怠惰たらしめるからである。(中略)委員会のこの影響を恐れよう。議会全体にはより多くの才能や人格が集っていて支配できないために、一つの委員会だけを支配する人たちがいる。その人たちが誤りを引き起こしたり、少なくとも国民議会が誤りを犯しやすくしたりすることを恐れよう」と指摘していた³。立法議会が開かれてからの最初の数日、議長の左側に席を占めた議員たちは、議会の委員会や議長のみが受け取ったすべての情報の内容を知り、議員全員に知らせるべき情報を決定することを避けることを決断していたようである。情報を統制する者が議会の討論をも統制することを、彼らは知り過ぎていたのである。

II 情報－「秩序」－公共秩序

立法府に寄せられる情報は、とりわけ2つの重要なことを可能にしていた。ひとつは国を規制すべき大文字の「秩序」、すなわち政治的・経済的・社会的秩序をたどることであり、二番目は秩序と公共の平穩の維持を監視することである。

1791年10月には、国の政治的・経済的・社会的秩序をたどり、維持することを可能にする情報は2種類あった。第一は選挙人からの陳情書、覚書、建言書および要求書に由来する情報であり、第二は行政当局や警察の関連の通信に由来するものだった。

これら2種類の重要な情報は二つの委員会によって統制されていた。この委員会は、残念ながらフランス革命の研究史において長い間忘れられていたが、憲法制定国民議会においてかなり大きな役割を果たしていたのである。すなわち1789年7月28日、バスティーユの陥落の2週間後に創設された報告委員会 (comité de rapports) と調査委員会 (comité de recherches) である。

III 報告委員会と調査委員会

報告委員会は、フランスをおおっていた無秩序を考慮して、情報を受け取るために創設され⁴、じきに選挙人からの陳情書、覚書、要求書および建言書であって、議会の演壇で朗読されたり、個別の委員会に転送されたりしなかったものを受け取るためのものとなった⁵。この委員会の設置は当初から、国王の権限に対する介入という問題を引き起こした。実際、ルイ16世が執行府の長なのであって、その資格において行政と警察に関する通信を受ける権限を唯一人だけ持っていたのである⁶。

調査委員会の方は、議会がデクレによって保とうとする「秩序」に対するあり得べき陰謀を暴くために必要な情報すべてを入手するために設置された⁷。

こうした情報の統制は、これらの委員会の権限を急速に強化することになった。報告委員会はフランスに生じていた混乱を統御することになる。混乱がたいしたものではなかった場合には、この委員会が単独でそれを鎮めるための解決策をとった⁸。逆に混乱が広範囲に及ぶ場合には、委員会は報告を通じて議会と協議した⁹。

また調査委員会は混乱の張本人を探して司法の手に引き渡すようになったが、そのためには時として合法性が疑わしい手段に訴えることもあった。この委員会は通信の秘密を常に尊重したわけではなく¹⁰、フランスと国境地域とにスパイを放ち¹¹、委員会が胡散臭く思った人物をパリ市警察に逮捕させたのである¹²。

報告委員会と調査委員会は、上に述べたようなことのために創設されたわけではないのだが、自らの手中にした情報のおかげで、秩序と政治的平穩の維持という、国王のもっとも重要な権限のひとつをつかさどることになった。1791年9月3日の憲法において、執行権の行使に関

する第4章は次のように規定している。

「第1条 至高の執行権は排他的に国王の手にのみ存する。国王は王国の行政全般の至高の長である。秩序と政治的平穩の維持を監視する任務は国王に委ねられる。国王は陸軍および海軍の最高司令官である。王国の対外的安全を監視し、王国の諸権利と領土を維持する任務は国王に付与される。」

IV 恐怖政治の起源

憲法制定国民議会のもとでの報告委員会と調査委員会の重要性は、単に、秩序と政治的平穩を維持するための車の両輪になったことのみによるのではなかった。

報告委員会はさらに他の2つの重要な権限を持っていた。その第一は、議会から特に委任されたものではないのだが、立法府の議員や国王に関して寄せられた非難に対して応答の報告書すべてを起草することだった¹³。第二は、裁判所を介して立法府に届けられた訴訟のうちのどれが国民反逆罪に当たるかを、調査委員会とともに決定することだった。

1790年11月27日、憲法制定国民議会は聖職者が国民・法および国王に忠誠を誓うべきことを決定した。この宣誓を拒めば処罰される。同様に、議会が採択し国王が裁可したデクレに反対する者はすべて、俗人であれ聖職者であれ、処罰されることになる¹⁴。

1791年4月4日に憲法制定国民議会は王国の諸裁判所に対して、1790年11月27日のデクレに関連して作成した訴訟書類すべてのコピーを送付するよう要請した。それは国民反逆罪を構成する訴訟を調査するためだった¹⁵。

しかし1791年5月28日には、憲法制定国民議会は報告委員会と調査委員会に対して、議会が受け取る訴訟書類すべての中から国民反逆罪を構成しないものを決定する権限を付与した¹⁶。この権限付与は、合意にいたる前に、何人かの議員の憤慨を引き起こした。彼らは議会の委員会にこのように重要な職権を与えるのに反対だったのである。ミシェル＝ルイ＝エチエンヌ・レニョ・ド・サン＝ジャン＝ダンジェリ伯爵は以下のように述べて反対を表明した。

「諸君、国民議会がその中の2つの委員会に、といっても委員会の数が問題なのではないが、提案されているような職権を与えることがデクレによって可能であるとは思われぬのです。もしこのデクレが採択されたら、これらの委員会がもっとも重要な案件に関して判事をもって自ら任じるようになり、議会が他に委任してはならない機能を果たすこともあり得るのです。その結果として、このデクレ案は両委員会を国民議会に取って代わらせることにもなりかねないのです¹⁷。」

大恐怖政治の法の名で知られる共和暦2年プレリアル22日（1794年6月10日）の法令は、1791年5月28日のデクレをその先駆者として持っている。憲法制定議会在報告委員会と調査委員会に、国民反逆罪を構成しない訴訟を決める権限、従ってそれらがオルレ안의裁判所に付託されるか否かを議会が再検討できなくする権限を与えたように、国民公会は公安委員会と

保安委員会に、自分たちが国民反逆罪で有罪だと考える人すべてを革命裁判所に送る権限を与えたのだった。この点に関して、共和暦2年プレリアル22日の法令第10条は「国民公会、公安委員会、保安委員会、公会委員である国民代表、革命裁判所検事以外の誰も、革命裁判所に人を出頭させることはできない」と述べている¹⁸。

V ルイ16世

いくつかの委員会の独裁は、立法議会の何人かの議員から告発された。例えばフランソワ・シャボは以下の指摘をためらわなかった。

「憲法制定国民議会在解散するやいなや、『もう委員会は要らない』という切羽詰まった声があちこちから起こった。こちらでは乱用が、あちらではエゴイズムが語られている。何人かによれば、委員会の多くは奇妙なほどに専制的な権利を行使していた。メンバーの一人が報告をすると、全員がその演壇を取り囲み、恐るべき自己愛の執拗さで、まるで自分の故郷を守るかのように自分たちの意見を支持するのだ¹⁹。」

同じことは国王からも告発された。ルイ16世は、1791年6月20日の晩にチュイルリー宮殿から逃亡した際に、何ヶ月も考えた長い書簡を残しており、その中で諸委員会の強大な権力、自分の権限に対する議会の干渉、および調査委員会の専制を告発していた。その書簡でルイ16世は以下のように述べている。

「議会は、その委員会を通じて、自らに課せられた限界を絶えず越境する。議会は王国の国内行政に関わる事項にも、司法の事項にも関与し、こうしてあらゆる権力を兼任するのだ。議会は、その調査委員会を通じて、真の専制を行なっている。それはかつて歴史が語ったいかなるものよりも野蛮で耐えがたい専制なのである²⁰。」

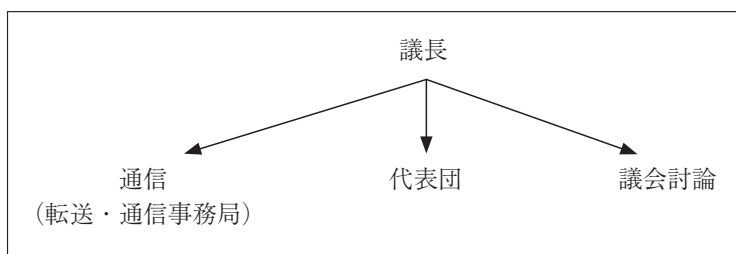
報告委員会と調査委員会の権力はルイ16世の目を逃れなかったのであって、王の告発は根拠のないものではなかった。国王の逃亡の翌日、憲法制定国民議会は報告委員会と調査委員会を単一の委員会に統合し、秩序と公共の平穩の維持に当たらせることにした²¹。今回は正式な合同であって、これまでのように非公式なものではない。

実際、ルイ16世はヴァレンヌで拘束され、家族とともにパリに連れ戻されると、両委員会の強大な権力を改めて認識することになった。それは国王のもっとも重要な権限の一つを管轄していたのみならず、王の逃亡に関するあらゆる詳細を調査し、王の行動を明らかにする報告書の起草をも担っていた²²。憲法制定国民議会在始まって以来、告発があるたびに報告委員会は国王の行動を調査する報告書を起草してきた。この点に関して言えば、1789年10月5日と6日、パリの市民群衆が国王に、アンシアン＝レジームの廃止に関わる8月4日のデクレと人権宣言に関わる8月26日のデクレを裁可させようとしてヴェルサイユに赴き、国王とその家族をパリに連れ戻った際にも、同委員会は起こった出来事に関する報告書を起草していたのである²³。

VI 議会の議長

立法府議長は、彼が管轄する3つの権限に関して、立法府議員の次第に増大する疑念を引き起こしていた。

議長は、演壇で朗読されるべき通信²⁴と、報告を聞くべき代表团²⁵とを決定するのみならず、議会での討論をも調整していた。開会と閉会を決める権限、討論の際に議員に発言権を与えたり、取り上げたりする権限、議員が討論すべき問題を措定する権限、方針を決める権限、議会での点呼や評決の際に、書記とともに、票数を数える権限、および議場の秩序を監視する権限は議長の手にあったのである。これら三つの権限（通信、代表团、議会の討論）はそれぞれが大変に重要な権限であって、一人の人間の手に集中されるべきものではなかった。



さらに言えば、議会の議長は2週間ごとに改選されるはずだったとはいえ、この職を担当する議員がこの短い期間に、自身の政治的経歴に応じて、議会の討論を一方もしくは他方にねじ曲げ、それによってある政治的傾向を助長したり阻害したりすることが、何者によっても阻止されなかったのである。その点についてはクロード・バジルが1791年11月17日に、よく知られた右派の議員でその日に議長職にあったヴァンサン＝マリ・ヴィエノ＝ド＝ヴォブランに向かって、活発な討論のさなかに「あなたは判事にして一方の当事者だ」と言っている²⁶。

議長が議会討論に及ぼし得る莫大な影響力を制限するために、アルバ・ラスルスは1791年10月10日に、立法府に届く通信を管理するための委員会を作って、この権限を議長の埒外におくことを提案した²⁷。しかし議会はこの提案を採択せず、議会が受け取った通信の開封、閲覧、配布を担当する転送・通信事務局の監督は議長の任であることを改めて確認した。

VII 時間の問題

委員会を設立することや、憲法制定国民議会の議長が持っていたのと同じ諸権限を立法府の議長に付与することへのためらいは、10月半ばにはほぼ消滅した。それというのも、毎日数十通もの書簡が議会で朗読されるために事務局に積み上げられていたり、多くの代表团が立法府に受け入れてもらうために順番待ちをしたりして、議員たちには手が回らなくなってしまったからである。1791年10月18日に、議会の事務官であるベルナル＝ジェルマン＝

エチエンヌ・ラセパドは「議員諸氏が招集されてから2週間しか経っておりませんが、すでに相当数の陳情書が届いております。1000通以上が滞っている上、毎日60通から100通が、とりわけ国有地の売却に関連して、届けられてきます。事務官たちはそれらを内容別に分類しております。しかし今朝に採択されたデクレは陳情書の概要一覧の作成にすべての事務官が取り組むよう求めておりますので、彼らは議会が命令を出し、陳情書がどこに送付されるべきか、もしくはこれらすべての陳情書が朗読されることが議員諸氏の意向なのか、決定することを求めざるを得ない次第なのです。」と発言した²⁸。

受け取った通信のすべてに目を通したり、パリにやって来た代表団すべての言い分に耳を傾けたりする時間はないことを、議員たちはじきに悟った。自分たちの知識と貴重な時間を必要とする主題のすべてに関して効率的に討論しようと思ったら、新しい委員会網を設立しなければならない。寄せられた情報の中から役立つものを選び分ける任に当たる委員会である。

こうした理由から、1791年10月13日から14日にかけて、議員たちは21の委員会を発足させた。まだ猜疑心が残っていたので、委員会の設置にあたって、頻繁な改選を行なうこととし、また議会を介さずに王国内の行政・司法当局と個別に通信を行なうこと、立法府に相談することなく決定を行なうことを禁止した²⁹。これらの措置により、ジョルジュ＝オギュスト・ケートンが以下のように数日前に告発した危険を逃れようとしたのである。

「覚書、指示書、建言書、陳情書は直接に委員会に宛てられていた。それらは考慮される時もあり、そうでない時もあった。競合する通信次第で扱いが変わったのだが、深い理由はない。ともあれこうした次第で国民議会は、様々な情報に通じておらず、デクレ作成に関わるいくつかの方法を知らないままに物事を決めていた。こうしたことがもはや起こらないようお願いしたい。これまでのように、委員会が決定を下すことができなくなるようお願いしたい。(拍手) 裁判所や行政機関において法として通用していたものが、議会自身によるデクレと矛盾していることもあった。(拍手) 判断すべきは委員会ではない。委員会は準備をすべきなのであり、それだけに留まるべきだ³⁰。」

時間の欠如は新しい委員会網の設置をもたらしただけでなく、報告委員会と調査委員会を別の名のもとに再生させることになった。

Ⅷ 陳情書委員会と監視委員会

1791年10月には、国王を執行権の長と認める立憲君主制の発足を見たにもかかわらず、立法議会は報告委員会なしで済ませようとはしなかった。議会はこの委員会を廃止し、陳情書委員会(*comité de pétitions*)という名の、明らかに重要度の低い別の委員会で代替することを決めた。報告委員会がやり残した業務をまわすためと、これまで報告委員会に連絡していた選挙人たちの陳情書・覚書・要求書・建言書を送るためである³¹。

秩序や公共の平穩の維持といった、自らの権限には属さない分野には介入しないという立法

議会の意向は、短期間のものだった。1791年11月25日には、調査委員会の代替として監視委員会 (comité de surveillance) を創設したのである³²。調査委員会は、憲法制定国民議会で議長の右側に席を占めた議員たちがもっとも手に入れたがるとともに、もっとも嫌ったものであり、多くの議員がその任務や手段を非難するとともに、自らの手中に収めたいと願ったのだった。

この委員会の設置は、憲法制定国民議会のもとで報告委員会と調査委員会が果たしていた車の両輪の役割を再開させるものだった。陳情書委員会は混乱を収めるのもっとも適した手段を探る役目を果たし、監視委員会は混乱を扇動した者を特定する役割を果たした。

車の両輪	
混乱を収めるのもっとも適した手段を探る委員会	混乱を扇動した者を特定する委員会
報告委員会 (1789-1791)	調査委員会 (1789-1791)
陳情書委員会 (1791-1792)	監視委員会 (1791-1792)

Ⅸ 12人委員会および臨時12人委員会

憲法制定国民議会における報告委員会の重要性は極端なものだったが、立法議会における陳情書委員会の重要性も同じようなものだった。その理由によって、同委員会は1792年3月に権限のいくつかを削減されることになった。

1792年3月6日にフランソワ＝アレクサンドル・タルディヴォは立法議会に対して、秩序と公共の平穩を再建するにもっともふさわしい手段を提案するために、12人の委員からなる委員会 (commission des douze) を創設することを提案した³³。フランス国内に生じた混乱を報告する際に陳情書委員会が、より特殊なやり方で、担当していた任務である。

立法議会はタルディヴォの提案を受け入れ、以下のデクレを採択した。

「国民議会は、公共の平穩の再建と維持のためにもっともふさわしい全ての手段をまとめ、議会に報告することを任務とする委員会をただちに設置することを決定する。この委員会は陳情書、農業、通商、監視、軍事、および立法の6つの委員会からそれぞれ2名ずつ出る委員によって構成される。議会はすべての委員が、有益だと信じるすべての計画および見解を委員会に提出するよう要請する³⁴。」

12人委員会が活動を始めると同時に、陳情書委員会はまず、行政と警察に関する通信をみずから管理する権限を、ついで混乱に対処するにもっともふさわしい手段を議会に提案する権限を失った。

しかしながら秩序と公共の平穩の維持の管理をめぐって立法議会のもとで生じた変化は、これだけではなかった。1792年6月17日にはジョゼフ・マランが議会に、憲法と自由および国

家を救助するのにもっともふさわしい手段を考えるため、新12人委員会を設置することを提案したのである³⁵。

立法議会はすでに12人委員会を抱えていたにもかかわらず、マランの提案を採択して、臨時12人委員会 (commission extraordinaire des douze) を設置した。

「議会は討論の後、12名の委員から成る委員会が即刻に任命され、フランスの現状をあらゆる視点から調査し、一週間以内にその概要を提出するとともに、憲法・自由および国家を救済する手段を提案するのをその任務とすることを決定する³⁶。」

当然ながら、この新委員会の設立とともに12人委員会は行政と警察に関する情報の統制権を失った。12人委員会の設立によって陳情書委員会に同様の事態が生じたのと、まったく同じである。

X 政治闘争

12人委員会および臨時12人委員会の設立は、立法議会が混乱をよりよく管理する必要から説明がつくだろう。とはいえ、両委員会の設立が、自分たちが近づけなかった情報と権限を統制しようとする議会内の政治党派の意志に応えるものであった可能性も否定してはならない。

もし当面は改選されないか、もしくは議会が改選する意志を持たない委員会の権限を、ある議会内政治党派が統制しようと思ったら、そのために取るべき作戦は以下のようなものである。まず、統制したいと思う権限を付与された新たな委員会の設立を議会に提案する。次いで、議会が提案を受け入れたら、この党派は自身のメンバーを当該の委員会の委員に選出させる。この党派が選出に成功すればしめたものである。なぜならその委員会が活動を始めるとともに、権限は自動的に移行されるからである。

もしこの作戦が有効でないとしたら、我々は以下の問いへの回答を見つけねばならない。すなわち、陳情書委員会が多かれ少なかれ、1791年10月以来同じ任務を果たしているのに、なぜ議会は12人委員会を設置したのだろうか。また、公共の平穏を回復するのにふさわしい全ての手段を提出するために12人委員会が創設されていたのに、なぜ議会は臨時12人委員会を設置したのだろうか。もし前者の委員会の人数が足りなかったのなら、なぜ他の議員を追加しなかったのだろうか。ある種の状況の枠組みのもとでは、議会は委員会の人数を増やしたり減らしたりしたがらないかも知れない。それにしてもなぜ、既にある組織が管轄している権限と同じものを持った制度を新たに創設するのだろうか。

XI 1792年春の「クーデタ」

憲法制定国民議会において左右両派の議員たちは報告委員会³⁷と調査委員会³⁸のポストを争っていたのだが、立法議会においても状況は似通っていた。数ヶ月間は左派および中道左派

の議員たちが陳情書委員会³⁹と監視委員会⁴⁰、さらには12人委員会⁴¹においてさえも優位を占めていたのだが、5月初めに状況は変化する。

1792年5月10日、立法議会の右派は、委員の多くが左派議員であった監視委員会の改選にあたり、自派の議員が委員の大多数を占めることに成功した⁴²。ついで1792年6月17日には臨時12人委員会で過半数を獲得し⁴³、さらには1792年7月27日には中道左派のジャン＝フランソワ・ドラクロワから立法議会議長の地位を奪い取ったのだった。

デクレで決められていたわけではないものの、1791年10月以来、副議長が2週間後には議長になることになっていた⁴⁴。1792年7月23日に、副議長であったジャン＝フランソワ・ドラクロワは自分が議長になるものと思っていたのだが、議会の右派は同日に彼を退け、自分たちの候補であるアンドレ＝ダニエル・ラフォン＝ド＝ラデバにそのポストを占めさせるのに成功した。議会の議員749名中571名がこの日の議長選挙に参加し、297名がラフォン＝ド＝ラデバに投票したのだった⁴⁵。1792年10月以来、議長選挙にこれほど多くの議員が参加したことはなかった。

1792年7月23日には、立法議会の右派は議長職を意のままにできないはずはないと信じていた。同派は4月以来ほとんどずっと、このポストを自らの手にしていたのである⁴⁶。

こうして君主制崩壊の18日前になってやっと、立法議会の右派はもっともデリケートな情報、すなわち秩序と公共の平穩の維持に関わる情報を議会自体の内部で管理する制度において優位を占めるのに成功したのだった。右派は、国家を救済するためにもっともふさわしい手段を考える任務を負った臨時12人委員会で多数派を占め、議会によって示される「秩序」の敵を捜索する任を負った監視委員会で優位に立ち、議会の討論を有利に導いて影響力を行使できる議長職を手に入れるのに成功していた。

XII 日本でのささやかな発見

1789年7月から1792年3月まで、混乱を管理する委員会が一方では行政と警察に関する通信を、他方では選挙人からの陳情書、覚書、要求書、建言書のうち議会で朗読されず、別の委員会にも特に送付されなかったものを統制していた。12人委員会および臨時12人委員会が設置されて、陳情書、覚書、要求書、建言書を管理する者、すなわち陳情書委員会委員は行政と警察に関する通信を管理しなくなったのである。

これまで常に一緒に管理されてきた2種類の情報が分離されて、断絶が生じたわけだが、この断絶は予想されるほどには現実的なものではなかった。12人委員会および臨時12人委員会の初期に行政と警察に関する通信の管理を補佐していた事務職員は、陳情書委員会の時と同じだったのである。

言い換えれば陳情書委員会は、秩序と公共の平穩の維持にもっとも適した手段を考える任務をおびた両委員会と、補佐職員を共有していたのである。従って根底においては、行政と警察

に関する通信を初期に管理していた人物が陳情書、覚書、要求書、建言書をも管理していたのだった。

専修大学のミシェル・ベルンシュタイン文庫で偶然に見つけた文書によれば、報告委員会の補佐職員だったヴァイヤン (Vaillant), ウスネ (Hussenet), ガルニエ (Garnier), ショレ (Chaulay), デュピュイ (Dupuis) およびシャショワン (Chachoin) が、立法議会においては陳情書委員会と 12 人委員会および臨時 12 人委員会の補佐職員になったのである⁴⁷。

ヴァイヤン, ウスネ, ガルニエ, ショレ, デュピュイ, シャショワン		
憲法制定国民議会	立法議会	国民公会
報告委員会補佐職員	陳情書委員会補佐職員	陳情書・通信委員会補佐職員
	12 人委員会補佐職員	
	臨時 12 人委員会補佐職員	

このちょっとした驚異の発見から 2 つの事を認めることができる。第一に、12 人委員会および臨時 12 人委員会は陳情書委員会とつながっていたことであり、第二に、1789 年 7 月以来、行政と警察に関する通信、および選挙人からの陳情書、覚書、要求書、建言書のうち議会で朗読されず、別の委員会にも特に送付されなかったものは同じ人物によって管理されていたことである。

実際のところ、これら 2 種類の情報が常に一緒に管理されていたのは驚くべきことではない。混乱とは、結局のところ、示威行動、権利の要求、陳情なのである。混乱の平定に役立つ戒厳令は行政当局に対し、反徒を追い散らす前に書面で陳情を提出するように示すことを要求していた。

「都市役人は集結した人々に対し、彼らの集合の原因および彼らが修正を求める不満が尋ねられること。彼らは自分たちの中から 6 名を指名して自分たちの要求を表明し、陳情書を提出することが認められるとともに、ただちに平穩に解散することが求められるべきこと⁴⁸。」

XIII 通信委員会

立法議会においてもっとも革新的な制度の一つは 1792 年 8 月 17 日に創設された通信委員会 (commission de correspondance) だった⁴⁹。12 人委員会および臨時 12 人委員会は、それ自体としては、革新的な性格はもたなかった。それらは報告委員会および陳情書委員会のもっとも重要な権限の一部を引き継いだだけだったのである。しかし通信委員会は、その権限において、まったく別物だった。

通信委員会は、臨時 12 人委員会の監督のもとで、地方に派遣された議員と書簡による連絡を維持するとともに、1792 年 9 月からは国民広報 (Bulletin national)、すなわち議会にとって

の真実を起草した。アルマン＝ギ＝シモン・ド・ケルサンによれば、その真実は伝達されるべきものだった。

「諸君、公共の混乱は誤りの産物なのであり、人民を惑わすためにいかなる貪欲さをもって諸君の敵がこの手段を利用しているかを、諸君は御存じだ。人民に真理を知らしめるのは、諸君の役割である。今この瞬間にも誇張されたニュースがおおやけにされているのであり、その点をよく見なければならぬ。この手段によって敵はパリ市民の血気に水を浴びせようとしているのであり、それに失敗した場合には、というも失敗があり得るからだが、その時には誤った期待によってだまされた魂を失望させようというのである。だから人民に真実を知らせしめねばならない。事実を正確に、また諸君のデクレの全文を人民に届けねばならないのだ。以前には反革命的な「ロゴグラフ（速記者）」紙があった。国民的な「ロゴグラフ」紙を作らねばならない。この仕事に知力を尽くす愛国的な市民を何人か招集することは可能であろう。諸君はニュースや事実、諸君の仕事を確実かつ合法的に広める書き手を身近に持たねばならない。よい意図を持ちながらも恵まれた地位にないジャーナリストは不正確なやり方で書く。私は、事実や諸君の仕事を収集し、それをもとに国民広報を編集して、それを毎日印刷し、発行することを任務とする委員会が任命されることを要求する⁵⁰。」

この委員会の重要性は、それが膨大な量の情報を管理することではなく、派遣議員との通信を維持することで、議会の意志を市民に、また逆に市民の意志を議会に、伝達するという点にあった。

XIV 陳情書・通信委員会 (Le comité de pétitions et de correspondance)

立法議会の議員と異なって、国民公会議員は立法府に寄せられる情報をよりよく管理するための委員会を設置するのに、なんのためらいも示さなかった。立法議会の末期には議会内部に強力な臨時 12 人委員会と活動的な監視委員会があったにもかかわらず、そうだったのである。

それで 1792 年 9 月 22 日、フランス共和国の第一日に、国民公会は設置すべき委員会 (comité) の一覧表を作成するための委員会 (commission) を創設し、その数日後に 18 の委員会を設立した。

国民公会のもとでは、臨時 12 人委員会は、監視委員会とともに、保安委員会 (comité de sûreté générale) に席を譲り⁵¹、陳情書委員会は、通信委員会に編入された後、陳情書・通信委員会に席を譲った⁵²。この委員会は前任者の業務を引き継いだが、フランスに起こり得る混乱を止めるためにもっともふさわしい手段を考える任務はなくなった。この権限は、委員会の最初の先祖である報告書委員会が憲法制定国民議会のもとで持っており、立法議会の最初の数カ月には陳情書委員会が持っていたものであるが、新たな陳情書・通信委員会には継承されなかったのである。

国民公会のもとでは、陳情書・通信委員会は基本的に、議会に寄せられる通信を管理するこ

と、および国民広報、すなわち議会のいくつかのデクレ、議員のいくつかの演説、派遣議員からのいくつかの書簡を掲載する新聞を起草することに責任を持つ機関となった。その報告書においては市民たちの世論を報告せねばならないが、秩序と公共の平穩を維持するのにもっとも適した手段は報告を求められなくなったのである。

XV 一つの権力の終わり、別の権力の誕生

立法議会は立法府議長から、どんなに重要なものであれ、いかなる権限も取り上げなかった。しかし国民公会は取り上げた。公会は議長から、通信および議会に来る代表团に関する統制を取り上げたのである。事実、1792年11月以降、立法府議長は、議会に介入できる代表团や議場で朗読されるべき情報を決定するのをやめた。議長には議場での討論を指揮する権限のみが残されたのであるが、それはそれ自体で大変重要な権限だった。

実のところ、議長が通信の統制権を失ったのは、基本的には、もともと議長の監督下に置かれていた転送・通信事務局が、国民公会のもとでは陳情書・通信委員会の監督下に置かれたためだった。1792年10月23日に国民公会は、陳情書・通信委員会の報告を聞いた後、以下のデクレを定めた。

「第1条、軍への派遣議員、大臣、将軍の書簡は、議事録の朗読の後にただちに朗読される。審議中に届いた書簡も同様に、遅滞なく朗読される。第2条、これらの書簡はすべて、その後すぐに所轄の委員会に送付される。書簡の内容に関する討議は、デクレに関わる場合のみに、審議時間中に行なわれる。第3条、いかなる個別の書簡も公開では朗読されない。第4条、公会に正式に受理された建言書、陳情書、書簡で第1条に該当しないものは毎日、事務局の配慮により陳情書・通信委員会に寄託される。同委員会はそれらを登録し、分析して、各木曜日および日曜日に報告するとともに、転送を提案する。第5条、陳情書・通信委員会は毎週、愛国的寄付の明細書を作成する。それは日曜日に朗読される。この件に関する他のいかなる様式での公表も厳重に禁止される。第6条、議場の演壇に現れることを望む陳情人は同委員会に出頭して陳情の目的を表明し、登録しなければならない。第7条、毎週日曜日に陳情人が演壇に上ることを許可される番は、台帳に登録された順番を変えないものとする。パリ市壁の外に居住している者に関して、その遠隔さゆえに最初に演壇に上ることを許可される場合を除き、例外は認めない。一覧表は定刻までに、中央委員会が作業できるよう、同委員会に届けられる。⁵³」

この決定により、国民公会はアルバ・ラスルススの提案を形にした。ラスルススは1791年10月10日に、通信の統制を管轄する委員会の設立を提案して、この権限を議長から切り離そうとしたのだった。

国民公会のこの決定は大きな権力の終焉をもたらした。それは、議会の議長がその権限故に議会での討論に及ぼしていた莫大な影響力を終わらせたのである。しかしながら、転送・通信事務局を陳情書・通信委員会の監視下に置いたことにより、公会は新たな権力を生み出した。

陳情書・通信委員会がまさにその権力である。

この委員会は 1792 年 11 月に国民公会のすべての公務の中心になった。それというのも同委員会は、国民広報の起草を除いては、立法府に届くすべての通信、議会で朗読されず、個別の委員会に転送もされなかった、選挙人からの陳情書、覚書、建言書、派遣議員との通信をすべて管理したからである。これらの大量の情報すべてを陳情書・通信委員会の手集中したことにより、議会の討論はこの新しい委員会の影響を免れ得なくなった。

XVI 公安委員会 (comité de salut public)

陳情書・通信委員会は、1793 年 4 月 6 日に公安委員会が設立されるまでは、国民公会でもっとも重要な委員会のひとつだった。この日に議員たちは以下のデクレを定めた。

「第 1 条、国民公会の議員 9 名からなる公安委員会を指名点呼により設置する。第 2 条、この委員会は秘密裏に討議する。同委員会は、臨時執行評議会に委ねられた行政活動を監視し促進することを任務とする。同委員会が国民的利益に反するとみなす場合には、同委員会は臨時執行評議会の決定を停止することもできる。その場合にはただちに公会に通告するものとする。第 3 条、同委員会は、緊急の事態においては、対外的・対内的な防衛全般に関する措置をとることができる。投票権を持つ委員（全体の 3 分の 2 を超えないものとする）の過半数が署名した決定はただちに臨時執行評議会によって執行される。同委員会は、執行吏員に対抗する場合でなく、ただちに公会に通告する任を負った場合でもない場合には、いかなる時にも拘引状もしくは逮捕状を発しえない。第 4 条、国庫は秘密の支出に充てるため、10 万リーヴルまでを公安委員会の自由裁量に任せるものとする。この支出は同委員会によって引き渡され、決定として署名される命令書に基づいて支払われる。第 5 条、同委員会は毎週、書面による総括的報告書の形で、みずからの活動および共和国の状況を報告する。第 6 条、同委員会は、すべての審議を記録簿に残す。第 7 条、同委員会は 1 カ月間のみ設立される。第 8 条、国庫は執行委員会からは独立を保ち、デクレに定められる様式に従って公会の直接の監視下に入る⁵⁴。」

国民公会が、共和国の対外的および体內的な防衛のためにもっともふさわしい手段を提案させるために公安委員会を創設したので、陳情書・通信委員会はそのもっとも重要な権限のいくつかを失うことになった。その点に関しては、4 月 7 日に公安委員会は派遣議員との通信を自分自身で管理することを決め⁵⁵、4 月 8 日には国民公会が、転送・通信事務局を監視し、もっともデリケートな情報は公安委員会に転送するために、公文書委員会 (commission de dépêches) の設立を決定した。この委員会の設立に関しては、議会議事録が次のように語っている。

「(1793 年 4 月 29 日に) 公文書委員会の委員の一人が国民公会で以下の見解を述べた。1、公会は今月 8 日にデクレで、大臣、将軍、諸県に赴いた議員および行政当局の書簡を検査すること、それら種々の文書を全文もしくは抜粋で朗読することを決めること、朗読に支障がある

文書は公安委員会に転送することを特別の任務とする委員会を設立した、2、公会は10日にデクレで、個別の目標しか持たず、報告なしには決定を下し得ない書簡や文書については公文書委員会が種々の委員会への転送を決める許可を出した、3、この委員会の設立を決めた8日および10日のデクレは議事録に掲載されていないので、復元されることを要求する⁵⁶。』

1793年4月初めに、陳情書・通信委員会は派遣議員との書簡での接触および転送・通信事務局の監督の権限を失った。そのために同委員会は、国民公会のすべての公務の中心ではなくなるとともに、議会討論への影響力の一部を失ったのである。その上、派遣議員と書簡で接触することがなくなったために、同委員会は秩序と公共の平穩の維持に直接に関わる情報から決定的に遠ざけられることになった。

公安委員会は国民公会のもので重要な委員会だったが、その重要性は同委員会が管理する情報の量に比例していた。その上、この権力の誕生はもう一つの権力、この場合には陳情書・通信委員会の権力の消滅をもたらした。

情報はどんなに多量でも無限ではないのだから、ひとつの組織がこの大量の情報の一部を管理することになれば、別の組織はその分は管理しないことになる。そのために一つの制度の権力はしばしば別の権力の衰退をひきおこしたのである。公安委員会は陳情書・通信委員会にとって、後者が議会議長にとって有害だったのと同じように有害だった。

実際、陳情書・通信委員会は、その権限の一つである転送・通信事務局への監視を取り戻すには、公安委員会の弱体化を待たねばならなかった。1794年8月24日、国民公会は公安委員会の影響力を削ぐため、諸委員会の再編を決定した。この目的のために公会は公文書委員会と陳情書・通信委員会を合併し、陳情書・通信および公文書委員会という名の新しい委員会を創設することにした⁵⁷。

実際には、1794年8月の間に陳情書・通信委員会はその権限の一つを取り戻したが、派遣議員との書簡での接触は取り戻さなかった。この権限は国民公会の解散まで、陳情書・通信委員会と起源を同じくする公安委員会のものだったのである。

議会（1789-1795）のもとでの通信の管理				
	通信全般（最初のフィルター）	行政と警察（混乱）に関する通信	陳情書、覚書、請願書（他の委員会に送られなかったもの）	派遣議員に関する通信
ANC	転送事務局と通信事務局（議長の監督下）	報告委員会	報告委員会	報告委員会
AL	転送・通信委員会（議長・副議長の監視下）	陳情書委員会	陳情書委員会	通信委員会
		12人委員会		
		臨時12人委員会		
CN	陳情書・通信委員会		陳情書・通信委員会	陳情書・通信委員会
	陳情書・通信委員会	総防衛委員会	陳情書・通信委員会	陳情書・通信委員会
	公文書委員会	公安委員会	陳情書・通信委員会	公安委員会
	陳情書・通信および公文書委員会	公安委員会	陳情書・通信および公文書委員会	公安委員会

ANC：憲法制定国民議会、AL：立法議会、CN：国民公会

XVII 政治闘争

公安委員会と公文書委員会の設立は、立法議会における12人委員会および臨時12人委員会の設立とまったく同じ論理に従っていた。国民公会は自己の中に総防衛委員会 (comité de défense générale) を持っていたのに、なぜ公安委員会を創設したのだろうか。陳情書・通信委員会がすでに転送・通信事務局への監視を果たしていたのに、なぜ同じ機能のために公文書委員会を創設したのだろうか。

もちろん、国民公会が制度の完璧化を求め、公安委員会と公文書委員会の方が総防衛委員会と陳情書・通信委員会が数ヶ月前からやっていたよりもよく職務をこなすであろうという意見だったことはあり得る。それにしても、議会のある政治党派が、自らが多数派を占めていない委員会が管轄している権限をコントロールしようとしたという仮説を排除すべきではない。この点に関して考慮に入れなければならないのは、モンタニヤール派議員は総防衛委員会においても⁵⁸、陳情書・通信委員会においても⁵⁹、多数派ではなかったという事実である。それにもかかわらず、公安委員会と公文書委員会が設置されると、モンタニヤール派は多数を占めたのである⁶⁰。

指摘すべき重要な点は、公安委員会と公文書委員会が設置されると、ジロンド派議員はこれら2つの新制度から排除されたことである。それは彼らが、議会に届く情報、とりわけフランス国内における混乱を明らかにする情報から遠ざけられたことを意味する。

1793年4月にモンタニヤール派議員はジロンド派議員を議会に届く情報から遠ざけたが、

同年5月21日にジロンド派議員は事態をひっくり返す。彼らは臨時12人委員会⁶¹を統制するのに成功したのである。この委員会はベルトラン・バレールが5月18日に、共和国内部において自由に対して企まれるすべての陰謀を明らかにするために提案したものであった⁶²。この委員会の活動の結果はよく知られている。それは1793年5月31日と6月2日の蜂起で、ジロンド派議員の没落をもたらしたのである。

XVIII オビュソン氏 (Monsieur Aubusson)

1793年の夏にマクシミリアン・ロベスピエールは公安委員会のために有能な事務局長を求めており、その点に関して以下のように記している。

「有能な事務局長、知的な愛国者の個別の事務官、当委員会の決定を、それを執行すべき者に伝えられる係官が必要である。執行を任されたものは24時間以内に当委員会に報告しなければならない。決定に基づく命令を誰に伝えるか、誰を介して伝えるかを決めなければならない。当委員会直属の大変確実な伝達係が必要である。当委員会の委員はそれぞれに個別の任務を持たねばならず、信頼に値する事務官や係官に支えられねばならない。各委員は仕事のために別々の場所と、行動に必要な物質的便益とが必要である。…⁶³」

1793年9月にオビュソン氏が公安委員会の事務局長に任命された。すなわちロベスピエールが1793年の夏に探していた有能な事務局長と認められたわけである。しかしオビュソン氏とは何者だろうか。公安委員会のこれほどまでに重要なポストを占めるべき候補者の中からもっともふさわしいと認められたのは、どのような人なのだろうか。

オビュソン氏とはまさに、1789年7月以降、議会に届く通信すべての配布をつかさどっていた人物である。従って彼は、議会に寄せられた通信、すなわち個別の議員や委員会に届けられたのではない通信の朗読の責任者であって、受理された文書のあり得べき運命を提案していたのである⁶⁴。

一つの文書を議会で朗読するように提案するのは、それをどこかの委員会に転送するように提案するのとは同じではないのだから、上記の作業は大変な重要性を持つものだった。同様に、その文書を「X」という政治的傾向を持つ議員たちが監督する委員会に転送するのは、委員たちが「X」よりもむしろ「Y」という政治傾向を持つ他の委員会に送付するのと同じではなかったのである。

一つの手紙が、ある委員会の手落ちると死蔵されるだけだが、別の委員会の手落ちれば議会での活発な討論を引き起こすということもあり得た。恐らくはそのために、上記の作業は極めて重要なものであり、経験を認められたプロによって実行されねばならなかったもので、この職務を委ねられる人物は決して交代させられなかったのである。報告委員会の事務職員は一度も交代させられず、そのまま陳情書委員会においても、さらには12人委員会、特別12人委員会、および陳情書・通信委員会においても、ずっとその職務を遂行し続けたのだった。1789年か

ら 1795 年までの複数の議会のもとで、一つの委員会で作業していた事務職員の専門職化と永続性は、彼らの職権を監督するために選ばれた議員の政治党派化や入れ替えと対照的だったのである。

オビュソン氏		
議 会	役 職	上位監督者
憲法制定国民議会	通信事務局	議会議長
立法議会	転送・通信事務局	議会議長および副議長
国民公会	委員会に集められた文書の 3 分割	陳情書・通信委員会
	公文書委員会主任 (93 年 4 月以降)	公文書委員会
	公安委員会筆頭事務官	公安委員会

オビュソン氏と彼が 1789 年 7 月以降果たした仕事を見れば、マクシミリアン・ロベスピエールと公安委員会にとっては、事務局長ポストの候補者を選ぶにあたって、専門職化と職務の経験が優先されたことは疑い得ないのである。1789 年 7 月以来、議会に宛てられた通信の大部分を読んできた人物以外の誰が、公安委員会の事務局をよりよく管理できるだろうか。

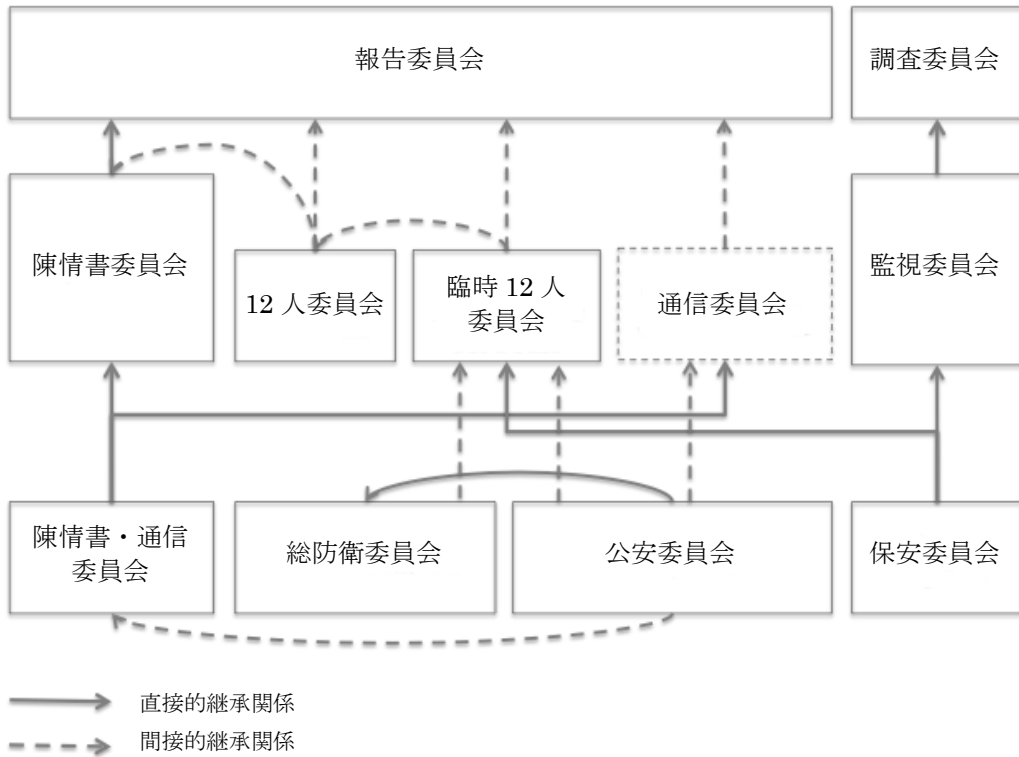
XIX 見えざる革命

フランス革命の研究史は議会に関して、通信を管理することの重要性を考慮してこなかったのだから、見えざる革命と言えるだろう。これまでの研究史は、いくつかの議会のもとでの情報の量の多さにも、また誰がそれら大量の情報を管理していたかにも、まったく注意を払わなかった。

こうした点を考慮しなかったのが研究史は、憲法制定国民議会における報告委員会、立法議会における陳情書委員会、国民公会における陳情書・通信委員会の重要性を見て取ることができなかったのである。これらの委員会は、これまでの研究史においてはほとんど見えなかったのだ。

同様に、公安委員会と陳情書・通信委員会が共通の起源を持つことも、1789 年から 1795 年までのすべての議会がその内に公安委員会と保安委員会、すなわち混乱を鎮めるのもっともふさわしい手段を考える委員会と扇動者を摘出する委員会を持っていたことも、気付かれなかったのである。

結局のところ、公安委員会と保安委員会は国民公会で新たに形成されたものではないのだから、憲法制定国民議会と立法議会のもとで秩序と公共の平穩の維持のために働いた他の委員会を参照しながら、これら両委員会を再考すべきだろう。実際、立法権・執行権・司法権の競合について、さらには恐怖政治と呼ばれる時代について、考察を続けたいのならば、憲法制定国



民議会における報告委員会と調査委員会、立法議会における陳情書委員会、12人委員会および臨時12人委員会に関心を払うところから始めなければならないのである。

フランス革命の研究史は、あまりにも公安委員会と保安委員会、および恐怖政治と呼ばれる時期に焦点を当て過ぎた。それらだけがクローズアップされたので、今日では革命のプロセスをよりよく把握するのが妨げられてしまっているのである。

議 会	車 の 両 輪	
	混乱を鎮めるのもっとも ふさわしい手段を考える委員会	混乱の扇動者を摘出する委員会
憲法制定国民議会	報告委員会	調査委員会
立法議会	陳情書委員会	監視委員会
	12人委員会	
	臨時12人委員会	
国民公会	総防衛委員会	保安委員会
	公安委員会	

注

- 1 本研究はカタルニア自治政府の *Agència de Gestió d'Ajuts Universitaris i de Recerca* (AGAUR) (大学・研究援助管理機構) の Beatriu de Pinós ポストドクター契約 Modalitat B (2010BP-B-0012) および *Grup d'estudi de les institucions i de la societat a la Catalunya moderna, segles XVI-XIX* (2009SGR318) (16 世紀 - 19 世紀の近代カタルニアの制度と社会研究グループ) の支援により行なわれた。
- 2 *Archives parlementaires des Chambres françaises de 1787 à 1860, recueil complet des débats législatifs et politiques des chambres françaises, première série (1787 à 1799)*, Paris, 1862-2005, t. 34, p. 129.
- 3 *Id.*, t. 34, p. 150.
- 4 フランス中に多くの無秩序があり、市民や行政当局がもっともふさわしい解決策を求めて議会にそれらの無秩序を連絡してきていたので、議員のコンスタン＝フランソワ・シャスプフ＝ド＝ヴォルネは「諸君は我々がこの一週間、国事を扱っていないのにお気づきのはずだ。3 日間、パリの騒動に関わった。その後はサン＝ジェルマンの騒動だ。それから声明文だ。我々自身が王国の警察代官にならないで済ますため、我々が巨大な迷路に入り込まずに済ますためには、委員会を作ってそこに行政と警察に関するすべての出来事を送付すべきだろう」と提案した。翌日にヴォルネは以下の動議を提案した。「国民議会は、日々増大する雑事が議会の要務と憲法制定作業に邪魔と遅延をもたらしていることにかんがみ、警察と行政に関するすべての件が送付されるべき委員会を設置し、必要に応じて当委員会が議会で報告書を提出するものとするを決定する。」 *Archives parlementaires, op. cit.*, t. 8, p. 279 et 292.
- 5 1789 年 8 月 1 日に議会は次の決定を採択した。「国民議会は、自己の要務が重要ですべての時間をそれに割くべきであることにかんがみ、すでに出席している代表团および今月 8 日までに出席する代表团のみが認められるものとする。従って議会は市町村やその他の団体に対し、彼らの要望や議会に通知すべきであると思われる事項を報告委員会を通して連絡し、当委員会が議会で報告するものとするを求める。」 *Archives parlementaires, op. cit.*, t. 8, p. 316.
- 6 ヴォルネの動議に反対した議員の一人で国王大権の擁護者だったのはピエール＝サミュエル・デュボン・ド・ヌムールだった。議会文書によれば「デュボン・ド・ヌムール氏は一般的な視点と考慮から動議に反対している。彼によれば、立法府議員は法の作成にしか関わらるべきではないのであって、自分たちが関与することが一般法によって認められていない事柄に関して知ろうとするのは自粛せねばならないのである。シルリ侯爵の動議も想起されるが、それは全国に一般的声明を出すことを求めるもので、その声明において議会は、行政と警察の事項に関しては自らは権限を持たないこと、執行府に関わる事案は執行府に送付するよう全国の州に要請することを宣言するのである。」 *Archives parlementaires, op. cit.*, t. 8, p. 293.
- 7 調査委員会は、議員のアドリアン＝ジャン＝フランソワ・デュポールが提出した動議が議会に引き起こした討論の末に、創設された。「(デュポール氏) 諸君、私は議員が早急に憲法に取り組む意志を表明することを、議会の他の議員たちとともに望むものであり、その点に関する私の考えを近く表明するつもりです。しかしながら諸地方から連日届くニュースは、我々に討論を迫るものです。ソワソネ地方の悲惨な出来事やプレストでの陰謀は、我々に黙っていることを許しません。フランスの運命は我々に委ねられているのであり、フランスは我々に救いを求めています。我々が用いるべき手段をフランスに示さねばなりません。公事に対する陰謀が企まれていることは、疑いをいれませんが。法廷に引き出すことが問題とされてはならないのであって、その点の議論に立ち入ることは御容赦ください。恐ろしいながらも不可欠な知識を得なければなりません。」

それこそが、我々のなすべきことです。我々はすさまじい真実を知ることになるでしょうが、それは不可欠なのです。ここでの議論は御容赦ください。最大限の行動に移りましょう。我々の監視の目が四方八方に開かれんことを望みます。以上から次の法令 (arrêté) を提案します。『国民議会は、我々を取り巻くあらゆる悪を考慮し、4名から成る委員会が設置され、プレストでの一件や他の類似の事件についての報告や手がかりを入手することがその任務とされることを法として定める。』」 *Archives parlementaires, op. cit., t. 8, p. 293.*

- 8 フランソワ＝アントワン・モランが議会で宛てた報告から、それほど大したことの無い混乱については報告委員会が独自に、議会と協議することなく、解決しようとしていたことがわかる。「諸君、国民議会のデクレにより認可された報告委員会は、サン＝シニアン市当局がさる10月6日、20日、11月23日の議会の法令に反対する申し立てをしたのを知ると、諸君には知る権限もなければ、サン＝シニアン市の国民衛兵組織について裁定する権限もないと考えたのであります。この国民衛兵組織は8月19日の市評議会の規定により確定されておりました。当委員会は、もしこの一件が国民議会の決定に委ねられても規定は維持され、議会の諸法令、とりわけ23日の法令は廃止されるであろうと思ひ込んだのです。委員会はこの件の報告を延期しました。それは、諸君が適用免除になるはずのデクレに替えてモンペリエの議員たち自身が提案した方策を諸君が採択するであろうと、委員会が考えたためです。この書簡が諸君のもとに届けば、サン＝シニアンを支配している不穏状態のために、諸君は10月20日および11月23日に出した法令の撤回を宣言する趣旨の法令の採択を余儀なくされるであります。ついで、この新たな法令の公式解釈を当市評議会に示さねばならないであります。それによって、諸君の先の諸法令を教唆し、それらの法令を用いて今日、国民衛兵を支配すべき秩序を乱している人々に対して、市評議会が対抗できるようにするためです。諸君がこれらの措置を絶えず活用し、それらが生み出すべき良い結果を市評議会に知らしめることを、委員会は諸君に勧めます。本件は国民議会宛ての報告によるか、諸君に示された諸手段によるかの他には決着がつかないであろうことは、容易に判断がつくであります。」 *Archives parlementaires, op. cit., t. 24, p. 732.*
- 9 博士論文において行なった調査により、我々は調査委員会から憲法制定国民議会に宛てられた182点の報告書を検出した。Maria Betlem CASTELLÀ i PUJOLS, *Revolució, poder i informació. El control de la informació a les Assemblees parlamentàries durant la Revolució francesa (1789-1795)*, t. 1, p. 136-140. この博士論文は右で閲覧可能である。 <http://www.tesisenred.net/handle/10803/4816>
- 10 ジャン＝ジョルジュ＝シャルル・ヴォワデルが1790年10月26日に憲法制定国民議会に提出した報告から、調査委員会は横取りした書簡に由来する情報を利用していたことがわかる。「同じ頃、ド・ビュシ氏宛の書簡が横取りされた。この書簡の著者は、自分が幸いにもリヨンで救出されたこと、そこでは自分が反革命家として扱われていることを書いていた。彼はビュシ氏に早く出発するよう勧め、シャンペリで会いたいと伝えていた。この同じ男は、コンデ家の召使とともに、ポン＝ド＝ボヴォワザンで逮捕されたらしい。彼はボリと名のり、ヴァランス生まれだと述べた。こうした詳細すべてが調査委員会には考慮に値すると思われ、囚人をアベイに移送し、所持品と書類を提出させた後、しかるべき処置に処すことを諸君に提案することが、私に命じられた。」 *Archives parlementaires, op. cit., t. 20, p. 46.*
- 11 調査委員会に宛てられた一通の書簡から、調査委員会のスパイの任務の一端を知ることができる。「水曜日から木曜朝まで、ゴワセとベゲは『民衆の友』がまだ印刷されているサヴォワ通りに定期的に出没した。他方、ルブランとドルエはグラン＝ゾギュスタン通りの集会への侵入を試みた。」

Archives Nationales, Série D. Missions des Représentants et comités des Assemblées, Sous série DXXXIX bis. Comité des Recherches, carton n° 32, dossier n° L329, pièce n° 47.

- 12 国立古文書館の調査委員会の箱にはパリ市代表者会議の警察委員会の2通の書簡がある。第一の書簡は「調査委員会委員長殿、ムニエが閣下の要望通りに逮捕され、パリ市役所騎馬巡邏隊に引き渡されましたことを御報告申し上げます」で始まる。第二は「本委員会は国民議会調査委員会委員諸氏に、諸氏の命令に従ってシュヴァリエ・ド・ボンヌ氏が今晚、メイなる召使とともに、アベイ・サン＝ジェルマンの牢獄に投獄されたことを御報告申し上げます」で始まる。*Sous série DXXXIX bis. Comité des Recherches.*
- 13 この点に関しては、報告委の委員であるミシェル＝ルイ＝エチエンヌ・レニヨ・ド・サン＝ジャン＝ダンジェリ伯爵が1789年8月18日に提出した報告書 *Archives parlementaires, op. cit., t. 8, p. 455*、同伯爵が1789年8月24日に提出した報告書 *op. cit., t. 8, p. 485*、同じくピエール＝ヴァンサン・ヴァラン＝ド＝ブランリエの1790年8月11日の報告書 *Id., t. 17, p. 727*、同じくプロイ公シャルル＝ルイ＝ヴィクトルが調査委員会・外交委員会・教会委員会・軍事委員会および報告委員会の名で提出した1791年4月4日の報告書 *Id., t. 24, p. 547-554*、およびヴァラン＝ド＝ブランリエの1791年6月18日の報告書 *Id., t. 27, p. 320-330*を検出できる。
- 14 1791年11月27日のデクレ案の第6条、第7条、第8条は以下のように規定していた。「第6条、当該の司教、元大司教、司祭およびその他の公務員たる聖職者がそれぞれの宣誓を行なった後に、国王が受諾もしくは裁可をした国民議会のデクレへの服従を拒否すること、またはそれらのデクレの執行への反対を目論んだり教唆したりすることなどにより、宣誓に違反した場合には、国王への反逆として地区の裁判所から追及され、手当をはく奪されるほか、能動的市民の権利の失効が宣告され、いかなる公務にもつき得なくなる。その結果、事態の必要性と重要度に応じて万より重い刑罰が科せられる場合を除き、去る7月12日のデクレが示す様式に従って交代させられることになる。第7条、当該の司教、元大司教、司祭およびその他の公務員たる聖職者でその地位にありながら宣誓を拒否した者、地位を廃止された者、同じく廃止された聖職団体のメンバーである者が不当に公務もしくは団体としての用務に干渉した場合、公共の秩序を脅かす者として追及され、前条と同じ刑に服する。第8条、聖職者もしくは俗人が、国王が受諾もしくは裁可した国民議会のデクレへの服従拒否を企てるため、もしくはデクレの執行への反対を目論んだり教唆したりするために協働した場合、同じく公共の秩序を脅かす者として追及され、法の定めに従って処罰される。」 *Archives parlementaires, t. 26, p. 80-81.*
- 15 プロイ公シャルル＝ルイ＝ヴィクトルが提出した報告書において、1791年4月4日のデクレの第2条は以下のようになっている。「聖職公務員の宣誓義務に関する11月27日制定のデクレの第6条、第7条および第8条に想定されたケースに関わると思われる聖職者ないし俗人で、これらの条文に規定された罰則、とりわけ手当をはく奪が適用されと思われる人物すべてに関して、市町村および行政当局が告発し、地区裁判所が勤勉に追及すべきことを、国民議会は命じる。予審と逮捕の後、裁判所は訴訟書類のコピー1通を国民議会に送付するものとし、議会は当該事件がオルレアンに設置される全国上座裁判所に付与されるべきか否かを決定するものとする。」 *Archives parlementaires, op. cit., t. 24, p. 553.*
- 16 議会はアンリ・ド・ロンギュヴのデクレ案を採択した。「12月26日の法の第6条、第7条、第8条に基づき司法府によって追及されるべき聖職者もしくは俗人に関する4月4日のデクレ第2条の執行につき、議会が報告・調査の両委員会に代表される件に関連して、議会は以下の点を布

- 告する。すなわち前述の報告委員会と調査委員会は、前述の4月4日のデクレ第2条の第2項に従って両委員会に提出されたコピーを、合同もしくは個別に検査した後、審議がオルレアンに設置される全国上座裁判所に付与されず、従って議会には報告されない性質の訴訟すべてを法務大臣に直接送付することが認められる。それは、これらの訴訟を委託される司法府詰めの国王親任官の請求に基づいて従来の裁判方法が踏襲され、訴訟に最終的な判決が下されるように、司法大臣が必要な措置すべてを取ることができるようにするためである。*Archives parlementaires, op. cit.*, t. 26, p. 591.
- 17 *Id.*, t. 26, p. 591.
- 18 J.B. DUVERGIER, *Lois, décrets, ordonnances, réglemens et avis du Conseil d'état*, Paris, Chez A. Guyot et Scribe, 1825, t. VII, p. 233.
- 19 *Archives parlementaires, op. cit.*, t. 34, p. 129.
- 20 *Id.*, t. 27, p. 381.
- 21 1791年6月21日に報告委員会と調査委員会それぞれの委員長は議会に以下の書簡を書いた。「議長殿、国民議会の報告・調査の両委員会は議会のデクレの執行として常に合同しており、パリの静謐と平穩、および市民とその所有の安全を、とりわけ夜間に確保するためのもっとも広範囲で有効な処置を県と協議したことを議会に御報告することを誇りといたします。両委員会は解散せず、常に議会の命令を受け入れ、もっともふさわしい提案を議会に為す用意を整えております。議長殿へ、敬意をこめて。合同委員会委員長。調査委員長・シャルル・ヴォワデル、報告委員長・シャルル＝クロード・ドラクール。パリ、1791年6月21日」*Archives parlementaires, op. cit.*, t. 27, p. 395.
- 22 報告委員会委員フランソワ＝フェリックス＝イアサント・ミュゲ＝ド＝ナントゥから1791年6月24日に調査委員会および報告委員会の名で議会に提出された報告書 *Archives Parlementaires, op. cit.*, t. 27, p. 483；ミュゲ＝ド＝ナントゥから1791年6月25日に調査委員会および報告委員会の名で議会に提出された報告書 *Id.* t. 27, p. 521；ミュゲ＝ド＝ナントゥから1791年7月1日に報告委員会の名で議会に提出された報告書 *Id.* t. 27, p. 617；ミュゲ＝ド＝ナントゥから1791年7月1日に調査委員会の名で議会に提出された第二の報告書 *Id.* t. 27, p. 617；国王の行動に関してミュゲ＝ド＝ナントゥから1791年7月13日に報告委員会、調査委員会、軍事委員会、外交委員会、再審委員会および刑法委員会の名で議会に提出された報告書 *Id.* t. 28, p. 231.
- 23 報告委員会委員ジャン＝バチスト＝シャルル・シャブルが1790年10月1日に憲法制定国民議会に宛てた報告書 *Archives parlementaires, op. cit.*, t. 19, p. 338.
- 24 議長が通信に関して介入した一例は1791年12月20日の議会でのクロード・バジルによって示される。「私は『ディジョンの何人かの女性市民が署名した請願書』を受け取ったが、それは議会が司祭に対するデクレを出したことを感謝するとともに、パリ県の陳情書を批判するものだった。私はそれを事務局に届けたのだが、議長がなぜそれを朗読させないと判断したのかわからない。私は議会がその朗読を命じるよう要求する。それは語数も少なく、哲学と公法の知識の進歩がいかに急速だったかを示すのに役立つものである。」*Archives parlementaires, op. cit.*, t. 36, p. 267.
- 25 代表団に対する議長の介入に関しては、1792年1月23日に国民議会で議長として以下の演説を行なったエリ＝マルグリット・ガデの証言がある。「これから朗読する文書がゴブラン・セクションの市民から演壇に提出されたのは4回目である。私は、議会の煩わせるべきではないと考えたので、3回まで退けた。しかしながらそれを議会に朗読すべきだろうと考える。『フォブール・

サン＝マルセルに居住する市民たちは審議終了後に演壇に上ることを認められるよう要求する。それはこの地区で生じたトラブルについての陳情書を提出するためである。この市民たちには多くの女性が同伴している。問題は大変に切実であり、陳情書はとても短いもので、このフォブールに静謐を取り戻すのに役立つものである。』」 *Archives parlementaires, op. cit.*, t. 37, p. 604.

26 *Id.*, t. 35, p. 111.

27 アルバの提案は以下のとおりである。「私は総委員会の設置を提案する。私の意図は以下のようである。第1条、総委員会はあらゆる陳情書、請願書、計画書、覚書を受理する。第2条、総委員会は受理した送付物の主題を要約して台帳に登録し、混乱を避けるためひと月ごとにまとめて通し番号を振る。第3条、この最初の措置の後、総委員会は要約した主題を、それが通知されるべき委員会に送付する。第4条、管轄すべき委員会がまだ存在しない主題が一定数に達した時には、総委員会はしかるべき委員会の設置を要請する。第5条、もし陳情書、質問書などが総委員会を経ずになんらかの委員会に届けられた時には、当該の委員会はいかなる措置もほどこすことなく、当該の陳情書などの原物を総委員会に送付するものとし、総委員会はその控えをとる。第6条、各委員会は、総委員会に控えを提出することなしに、返信したり、または説明、意見、決定を与えたりしてはならない。第7条、返信、説明、意見、決定は台帳に記された要求の見開き反対側のページに記入され、要求と同じ通し番号が振られる。第8条、各委員会は遅くとも一カ月以内に、総委員会から送付された各号についての短評を提出せねばならない。もしそうしなかった場合や遅滞している案件が多い場合には、総委員会は督促をするものとする。(つぶやき声)(中略)一カ月たったら、総委員会は当該委員会に議会に報告するよう督促する。委員会が従わなかった場合には、総委員会が議会に通知し、議会は総委員会の報告に基づいて決定する。委員会の台帳の副本は議会事務室の一つに置かれ、週に3日、各議員は必要に応じて閲覧できるものとする。(つぶやき声)」 *Archives parlementaires, op. cit.*, t. 34, p. 163.

28 *Id.*, t. 34, p. 273.

29 委員会に関して、立法議会は1791年10月18日に以下のデクレを出した。「第24条、いかなる者も同時に二つの委員会の委員になることはできない。第25条、委員会は覚書・請願書・陳情書を直接に受け取ってはならない。それらは議会に提出され、議会が、必要に応じて、委員会に送付する。第26条、委員会はいかなる場合においても、要求もしくは質問に答えたり、臨時のものであれ最終的なものであれ決定を行なったりすることはできない。第27条、委員会の数だけの欄が作られた一覧表を用意し、各議員は自分が担当したい要務の欄に名前を記載する。この記載は、委員の選択を制約するものではない。複数の委員会の委員に任命された者は、自分が留まることを選ぶ委員会を宣言する。第28条、各委員会の委員は部会において、単記投票・単純多数決により選出される。第29条、委員会の作業は議会の全議員に公表される。」 *Archives parlementaires, op. cit.*, t. 34, p. 279.

30 *Id.*, t. 34, p. 159.

31 報告委員会に替えて陳情書委員会を設置する件に関する発言は以下の通りである。「カンボン氏：私は報告委および調査委という名称の廃止に賛成します。しかし陳情書委員会という名で、憲法制定議会での報告委員会がやり残した案件を調査する委員会を設置することを要求します。ヴェルニオ氏：あらゆる権力が混同されていた時代には、各人が裁定を求めて国民議会にすがろうとするのは当然のことでした。しかし今やすべての権力は組織されています。陳情は、既定の秩序においてそれに返事を出す権限を持つ者に送付されるべきです。私は、報告委員会がやり残した

すべての案件についての報告書を作成するため、臨時の委員会を創設することを提案します。調査すべき箱は膨大です。というのも、立法府に陳情書を出した多くの市民が、その後もしかるべき部局宛てに陳情を出しているからですが、その量にたじろいではなりません。一議員：陳情書に関する永続的組織を、その委員会の委員は頻繁に交代させるという条件で、提案します。」 *Archives parlementaires, op. cit., t. 34, p. 225.*

- 32 1791年11月25日に立法議会の議員たちは以下のデクレを発した。「議会は討論の後、以下のデクレを定める。第1、憲法の維持に有害であり得るとして議会から通告される諸事実を収集することを任務とする委員会を設けること、第2、それは監視委員会と名付けられること、第3、それは12名の委員から成り、3か月ごとに半数を改選すること」 *Archives parlementaires, op. cit., t. 35, p. 361.*
- 33 フランソワ＝アレクサンドル・タルディヴォの演説は以下の通りである。「タルディヴォ氏。数日前から痛ましいニュースが立法府に伝えられている。民衆が、様々な原因に惑わされて、過激な行動に出ている。彼らはこうして、それと気づかぬまま、祖国の敵の大義に奉仕しているのである。国民議会はフランスの国中に、議会の意向は法の維持と所有の尊重、および所有を傷つける者への確実な処罰であること、議会はそこからはずれる者を罰するであろうこと、すべての大臣が必要な命令を出すであろうことを知らしめるべきである。(中略)私の意見に立ち返ると、私は国の役人はすべて自らの職務を果たさねばならず、必要なら自分の部署で死ぬべきであると主張したい。法は執行されねばならず、そのみが祖国を救う手段であると主張したい。公共の職務を引き受け、任務遂行に苦闘しているすべての市民に対して、国家が彼らに補償するであろうことを通告することにより、有益な刺激を国に与えるのは立法府の役目であると言いたい。我々の目的を達するための手段を示すことに、これ以上立ち入るのはやめよう。私は以下の提案をするにとどめたい。すなわち陳情書、監視、農業、通商、軍事、および立法の6つの委員会 (comité) からそれぞれ2名ずつのメンバーを出して委員会 (commission) をつくり、必要なら昼夜を問わずに職務について、国の安寧を再建するのにもっとも適切な手段を遅滞なく提案することをその任務とすることである。」 *Archives parlementaires, op. cit., p. 426.*
- 34 *Id.*, t. 39, p. 428.
- 35 ジョゼフ・マランの提案は以下の通り。「私たちを取り囲む危険を見ないふりをすることはできない。国家がこれほども急速に崩壊に向かったことは、かつてなかった。フランスがこれほどに激しい危機に見舞われ、これほどの危険に遭遇したことは、かつてなかった。憲法が施行されず、執行府が自己解体していることは明白である。こうした心配と不安の時期を終えるべきである。国民議会はフランスを救う手段を見つけねばならず、さもなければフランスとともに滅びるしかない。私は12名の委員からなる新たな委員会が任命されること、その委員会は、国の現状全般を調査した後、4日以内に祖国を見舞っている諸悪とその原因、生じつつある嵐を蹴散らすのにふさわしい手段を議会に提出するのを任務とすることを提案する。(拍手) 議会が新たな委員会の任命を拒むのであれば、12人委員会が上記の目標を課せられることを提案する。」 *Archives parlementaires, op. cit., t. 45, p. 326.*
- 36 *Id.*, t. 45, p. 327.
- 37 報告委員会委員に選ばれた議員については、本稿巻末資料の表1を参照。またグラフ1では同委員会におけるジャコバン派（憲法友の会《SAC》会員）議員が毎回優位を占めていたことを確認できる。

-
- 38 調査委員会委員に選ばれた議員については同じく表2を参照。グラフ2では同委員会の管理をめぐるジャコバン派議員と右派議員のライバル関係が確認できる。
- 39 同じく表3および表4が、最初は1791年10月24日、ついで1792年3月8日の、陳情書委員会の委員と補欠に選ばれた議員を示す。同様にグラフ3と4が同じ日付での同委員会の委員と補欠の政治的傾向を示す。
- 40 1791年11月26日に監視委員会の委員と補欠に選ばれた議員については、同じく表5を参照。同様に、グラフ5が同委員会の委員および補欠に選ばれた議員の政治的傾向を示す。
- 41 表7に、1792年3月6日に12人委員会委員に選ばれた議員を示し、グラフ7に同委員会委員の政治的傾向を示す。
- 42 表6に、1792年5月10日に監視委員会の委員および補欠に選ばれた議員を示す。同様にグラフ6に、改選時における同委員会の委員および補欠の政治的傾向を示す。
- 43 1792年6月17日の臨時12人委員会の委員および補欠に選ばれた議員については表8を参照。同じく同委員会の委員および補欠の政治的傾向に関してはグラフ8を参照。
- 44 立法議会の議長および副議長については、巻末の表9を参照。
- 45 議長選挙に参加した議員については表10を参照。
- 46 巻末のグラフ9は各議長の得票率と政治的傾向を示す。すなわち Pastoret (中道右派), Ducastel (右派), Vergniaud (左派), Vienot-Vaublanc (右派), Lacèpede (中道右派), Lemontey (中道右派), François de Neufchâteau (左派), Daverhoul (右派), Gaudet (左派), Condorcet (左派), Mathieu Dumas (右派), Guyton-Morveau (中道左派), Gensonné (左派), Dorizy (右派), Bigot de Premeneu (右派), Lacuée (右派), Muraire (右派), Tardiveau (中道), François de Nantes (中道右派), Gérardin (中道左派), Aubert-Dubayet (中道右派), Lafon-Ladebat (右派), Merlet (中道左派), Delacroix (中道左派), Hérault de Séchelles (左派), Cambon (左派)。
- 47 この文書はミシェル・ベルンシュタイン文庫、t.58にある。*Catalogue de l'histoire de la Révolution française. Comparé avec le catalogue de la Bibliothèque nationale par André Martin et Gérard Walter, Écrits de la période révolutionnaire, supplément aux tomes I-V (1) Tomes I-1766*, t. 6, 専修大学図書館、1980年
- 48 *Archives parlementaires, op. cit.*, t. 9, p. 475-476.
- 49 Id., t. 48, p. 304.
- 50 Id., t. 49, p. 246.
- 51 1792年9月28日に国民公会は以下のデクレを出した。「第11条、特別委員会に替わるものとして、36名の委員からなる保安委員会が形成される。第12条、この委員会の委員のうちの12名は、これまで監視委員会に付与されていた任務を負う。」*Archives parlementaires, op. cit.*, t. 52, p. 205.
- 52 1792年10月2日に国民公会は以下のデクレを出した。「議会は陳情書委員会の設立を決める。同委員会には通信委員会が編入され、24名の委員からなるものとする。」*Archives parlementaires, op. cit.*, t. 52, p. 280.
- 53 Id., t. 52, p. 630.
- 54 Id., t. 61, p. 378.
- 55 François-Alphonse AULARD, *Recueil des actes du Comité de salut public avec la correspondance officielle des représentants en mission et le registre du conseil exécutif provisoire*, Paris, Imprimerie Nationale, 1890, t. III, p. 133.
- 56 *Archives parlementaires, op. cit.*, t. 63, p. 558.

-
- 57 公会は以下のように決定した。「第 19 条、陳情書・通信および公文書委員会は 2 つの部会に分けられる。第 1 部会は陳情書を受理し、通信広報 (Bulletin de correspondance) の植字、印刷、発送を監視する。第 2 部会は公文書の開封、その分析、およびその演壇での朗読を職務とする。」*Archives parlementaires, op. cit., t. 94, p. 37.*
- 58 1793 年 1 月 1 日と同年 3 月 26 日に総防衛委員会の委員および補欠に選ばれた委員については、表 14 を参照。また同委員会の委員と補欠の政治的傾向についてはグラフ 12 と 13 を参照。
- 59 1792 年 10 月 2 日、1793 年 1 月 5 日および同年 4 月初めに陳情書・通信委員会の委員および補欠に選ばれた議員については表 11, 12, および 13 を参照。また同委員会の委員と補欠の政治的傾向についてはグラフ 10, 11, および 14 を参照。
- 60 公安委員会と公文書委員会の委員に選出された議員については、表 14, 15 を参照。またこれらの委員会の委員の政治的傾向についてはグラフ 15, 16 を参照。
- 61 臨時 12 人委員会の委員と補欠に選ばれた議員については表 16 を参照。この表は国民議会データベース <http://www.assemblee-nationale.fr/sycomore/index.asp> から得られる情報をもとに作成した。また Jacqueline CHAUMIÉ, « Les Girondins », *Actes du Colloque Girondins et Montagnards, (Sorbonne, 14 décembre 1975)*, Paris, Société des Etudes Robespierriennes, 1980, p. 18-60, Françoise BRUNEL, « Les députés Montagnards », *Actes du Colloque Girondins et Montagnards, (Sorbonne, 14 décembre 1975)*, *op. cit.*, p. 343-361 et Michel BIARD, *Missionnaires de la République. Les représentants du peuple en mission (1793-1795)*, Comité des Travaux Historiques et Scientifiques, Paris, 2002, p. 448-592 も参照。同委員会の委員と補欠に選ばれた議員の政治的傾向については、グラフ 17 を参照。
- 62 バレールが提案した委員会に関する国民公会のデクレは以下の通りである。「国民公会はその内部に特別委員会が形成されることを決定する。その委員会は 12 名の委員で構成される。それパリ市総評議会および諸セクションで一カ月前から取られた決定を調査すること、および共和国内部で自由に対して企まれたすべての陰謀を明るみに出すことを任務とする。それは、国民代表を脅かす陰謀に関して内務大臣、外務大臣、保安委員会、公安委員会が知り得た事実を聞き取り調査し、通報した人物の安全を図る。この委員会に選出された委員は、もし他の委員会の委員である場合には 24 時間以内に選択をし、委員を引き受けない場合には補欠と交代する。」*Archives parlementaires, op. cit., t. 65, p. 48.*
- 63 François FURET et Denis RICHEL, *La Révolution française*, Paris, Fayard, 2002, p. 219. (Première édition 1965-1966).
- 64 通信事務局におけるオビュソン氏の役割については、1791 年 8 月 28 日に議会に提出された報告が以下のように指摘している。「通信事務局は 1789 年 7 月に形成され、4 名の事務職員、すなわちフェレ氏、オビュソン氏、ランヴォワゼ氏、およびルパージュ氏から成っている。各人は 150 リーヴルの月給を得ている。国民議会と議長に宛てられた包みはすべて、毎日事務局で開封される。これらの包みは議会宛ての文書、もしくは議員諸氏宛ての書簡を含んでいる。書簡はただちに議会の配達員に渡される。文書は検査され、その日のうちに選別されるため、事務局に残される。まず、賛同や祝辞のための建言書を抜き出し、議会で全文を朗読すると思われる場合には事務官諸氏に、さもなければ抜粋をつくるために事務職員に渡す。さらに、重要で緊急を要する文書で、ただちに議会に連絡する必要があるもの、もしくは委員会に早急に転送すべきものを抜き出す。その他の文書には、届けるべき相手の委員会の名前を記して、転送事務局に引き渡す。この検査と 3 分割のためには、かなりの量の文書を読む必要がある。一日分の書類の束は 150 通か

それ以上になることもあり、通常でも 100 通以上である。この同じ事務局が議会と大臣、県や郡当局、裁判所、市町村、国民衛兵、部隊、さらには個人との通信を担当している。議会が議長に書くことを要請する書簡を起草し発送することもあれば、議長が自分に寄せられた様々な要求に対する返事を書くよう命じることもあり、また王国全体から毎日送られてくる文書の受理を通告し、宛先を示すこともある。受け入れられた書簡と重要な返事は日付順に規則正しく記入される台帳に記載される。通信事務局はさらに、議会が印刷と配布を決定した建言書、演説、報告を諸県や諸郡に発送すること、各週や各会期の作業の順序を議長や中央委員会委員とともに準備すること、発送、貼り出し、および議長の要請による謄本や複写の作成をも任務とする。この事務局の事務職員の一人であるフェレ氏は、とりわけ議会の議長との結びつきが強く、議場や、さらには自宅においても絶えず、文書の宛先、作成すべき返信、日常業務について議長の指示を受けている。彼は通信の業務を同僚の一人であるオビュソン氏と分担しており、後者は文書が届くとすぐにそれらを調査し、事務局の業務全般の詳細で示した 3 分割を行なう。他の二人の事務員であるランヴォワゼ氏とルバージュ氏は 3 分割の後に残った文書を調査して印をつけるとともに、事務局が準備した手紙の発送、議長が要請した複写、書簡や包みの開封を担当する。ランヴォワゼ氏は単独で上記の台帳をつけている。」 *Archives parlementaires, op. cit., t. 30, p. 24.*

表 (N°1-16)

表 n°1								
報告委員会委員のリスト (M は委員を示す)								
氏 名	政治党派	期 間						
		1	2	3	4	5	6	7
ALQUIER, Charles-Jean-Marie (第三身分)	左派 - ファイアン派	M	M					M
ANTHOINE, François-Paul-Nicolas (第三身分)	左派 - ファイアン派						M	M
ANTRAIGUES, Emmanuel-Louis-Henry-Launay, Comte d' (貴族)	右派	M						
ARMAND, François (第三身分)	左派 - ファイアン派						M	M
ARNAULT, Charles-André-Rémy (第三身分)	多数派	M						
BABEY, Pierre-Marie-Athanase (第三身分)	左派 - ファイアン派	M						
BAILLEUL, Antoine-Louis-Philibert (第三身分)*	不詳			M				
BAILLOT, Etienne Catherine (第三身分)	左派 - ファイアン派							M
BATZ, Jean-Pierre-Louis (貴族)	右派		M					
BEAUHARNAIS, Alexandre-François-Marie, Vicomte de (貴族)	左派 - ファイアン派				M	M		
BERGASSE-LARIZOULE, Georges (第三身分)	多数派				M	M		
BERTRAND DU MONTFORT, Louis-Antoine-François (第三身分)	不詳					M	M	
BEVIERE, Jean-Baptiste-Pierre (第三身分)	多数派	M						
BION, Jean-Marie (第三身分)	左派 - ファイアン派		M	M				
BLIN, François-Pierre (第三身分)	左派		M					
BOTTEX, Jean-Baptiste (聖職者)	右派					M	M	
BOUCHET, Jacques-Pierre (第三身分)*	不詳							M
BOUCHOTTE, Pierre-Paul-Alexandre (第三身分)	左派		M					
BOUFFLERS, Stanislas-Jean Marquis de (貴族)	右派	M						
BOULLE, Jean-Pierre Baron (第三身分)	左派 - ファイアン派				M	M	M	M
BOURDON, Antoine (聖職者)	多数派					M	M	
BOUVILLE, Louis-Jacques-Grossin, Comte de (貴族)	右派					M	M	
BRASSART, Charles-Augustin-Dominique (第三身分)	多数派		M					
BREVET DE BEAUJOUR, Louis-Etienne (第三身分)	左派 - ファイアン派				M	M		M
BRIOS DE BEAUMETZ, Bon-Albert (貴族)	左派 - ファイアン派	M						
BROGLIE, Charles-Louis-Victor, Prince de (貴族)	左派 - ファイアン派	M						M
CAIRON, Anne-Alexandre-Gabriel-Augustin, Marquis de Panneville (貴族)	右派			M				
CASTELANET, Antoine (第三身分)	左派 - ファイアン派			M				
CHABROUD, Jean-Baptiste-Charles (第三身分)	左派 - ファイアン派						M	M
CHAILLON, Etienne (第三身分)	左派 - ファイアン派	M						
CHAMPEAUX, Joseph-Nicolas Chevalier de (聖職者)	右派					M	M	
CHASTENAY-LANTY, Evrard-Louis-Guy Comte de (貴族)	多数派							M
CHOISEUL-PRASLIN, Regnaud-César-Louis, Duc de (貴族)	多数派	M						
CLERMONT-MONT-SAINT-JEAN, Jacques, Marquis de (貴族)	右派		M					
COCHON DE LAPPARENT, Charles (第三身分)	左派 - ファイアン派				M	M		

氏 名	政治党派	期 間						
		1	2	3	4	5	6	7
CONZIE, Joachim-Mambert-François de (聖職者)	右派			M				
CORROLLER DU MOUSTOIR, Louis-Jacques-Hippolyte (第三身分)	左派				M	M		
CORTOIS DE BALORE, Pierre-Marie-Madeleine (聖職者)	右派					M	M	
COUPPE DE KERVENNOU, Gabriel-Hyacinthe-Chevalier (第三身分)	左派 - ファイアン派				M	M		
CRILLON, François-Félix-Dorotheé, Des Balbes de Berton, Duc de (貴族)	左派 - ファイアン派	M						
DABBADYE, Jean-Melchior (第三身分)	多数派					M	M	
DARNAUDAT*, Louis-Jean-Henri (第三身分)	左派 - ファイアン派	M						
DEFERMON DES CHAPELIERES, Jacques-Joseph (第三身分)	左派 - ファイアン派		M					
DELACOUR D'AMBEZIEUX, Claude-Charles (第三身分)	左派 - ファイアン派						M	M
DELAVILLE-LEROUX, Joseph (第三身分)	多数派		M					
DESCHAMPS, Pierre-Suzanne (第三身分)	少数派			M		M	M	
DILLON, Dominique (聖職者)	左派 - ファイアン派				M	M		
DILLON*, Artur (Député de la Colonie de la Martinique)	左派 - ファイアン派				M	M		
DINOCHEAU, Jacques-Samuel (第三身分)	左派 - ファイアン派	M						
DUCELLIER, François-Jacques (第三身分)	多数派	M						
EMMERY, Jean-Louis-Claude (第三身分)	左派 - ファイアン派		M					
EYMAR, Ange Marie d' (貴族)	多数派	M						
FAYDEL, Jean-Félix (第三身分)	右派			M		M	M	
FONTANGES, François de (聖職者)	右派					M	M	
FUMEL DE MONSEGUR, Philibert-Henri	右派	M						
GARNIER, Jean-Baptiste-Etienne (第三身分)	多数派						M	M
GASSENDI, Jean-Gaspard (聖職者)	左派 - ファイアン派		M					
GAULTIER DE BIAUZAT, Jean-François (第三身分)	左派 - ファイアン派		M					
GIRAUD-DUPLESSIS, Pierre-Guillaume-Henri Chevalier (第三身分)	左派 - ファイアン派						M	M
GOSSIN, Pierre-François (第三身分)	多数派			M				
GOUPILLEAU, Jean-François (第三身分)	左派 - ファイアン派			M	M	M		
GRANGIER, Pierre-Joseph (第三身分)	左派 - ファイアン派	M						
GREGOIRE, Baptiste-Henri-Comte (聖職者)	左派 - ファイアン派				M	M		
GRENOT, Antoine (第三身分)	左派 - ファイアン派							M
GRESOLLES, Charles-Henri Gayardon, Comte de (貴族)	不詳		M					
GRIEU, Louis-Charles de (聖職者)	不詳			M				
GROS, Joseph-Marie (聖職者)	右派	M						
GUILLAUME, Louis-Marie (左派 - ファイアン派)	左派 - ファイアン派		M					
GUILLLOTIN, Joseph-Ignace (第三身分)	左派 - ファイアン派		M					
GUIOT, Antoine (第三身分)	不詳			M				
HEBRARD DE FAU, Pierre (第三身分)	左派 - ファイアン派			M	M*			
HENRY DE LONGUEVE, Jean-Louis (第三身分)	右派					M	M	M*
HUOT, Jean-Antoine (第三身分)	左派 - ファイアン派						M	M
JAILLANT, Jean-Jérôme (第三身分)	多数派			M				
JOUBERT, Pierre-Mathieu (聖職者)	左派 - ファイアン派			M				

氏 名	政治党派	期 間						
		1	2	3	4	5	6	7
LACHEZE-MURIEL, Pierre-Joseph (第三身分)	右派		M		M	M		
LAPOULE, Jean-Louis (第三身分)	左派 - ファイアン派			M				
LARREYRE, Jean-Baptiste de (貴族)	多数派			M				
LASLIER, Pierre-François (第三身分)	右派		M					
LATYL, Jean-Paul-Marie-Anne (聖職者)	左派 - ファイアン派						M	M
LAVIE, Marc-David (第三身分)	左派 - ファイアン派	M						
LELEU DE LA VILLE-AUX-BOIS, Claude-Antoine (第三身分)	左派 - ファイアン派							M
LEMERCIER, Louis-Nicolas (第三身分)	左派 - ファイアン派	M*		M				
LENOIR-LAROUCHE, Jean-Jacques (第三身分)	多数派	M						
LEPELETIER DE SAINT FARGEAU, Louis-Michel (貴族)	左派		M					
LINET, Robert-Thomas (聖職者)	左派			M				
LIVRE, Eustache (第三身分)	左派 - ファイアン派			M				
LOLIER*, Etienne (聖職者)	右派	M						
LOMBARD-TARADEAU, Jacques-Athanase (第三身分)	左派 - ファイアン派			M				
LONG, Pierre (第三身分)	多数派		M					
LUZE DE LETANG, Pierre de (第三身分)	多数派		M					
MACAYE, Pierre-Nicolas-Haraneder, Vicomte de (貴族)	右派			M				
MALES, Gabriel (第三身分)	左派 - ファイアン派	M*						M
MARGUERITTES, Jean-Antoine-Teissier (貴族)	右派	M						
MARTIN, Jean-Jacques (聖職者)	右派			M				
MERLE, Marie-André (第三身分)	左派 - ファイアン派							M
MEUSNIER DE BREUIL, Jean-Baptiste (第三身分)	多数派				M			
MONTESQUIOU-FEZENSAC, François-Xavier-Marc-Antoine Duc de (聖職者)	右派	M						
MONTMORENCY-LAVAL, Mathieu-Jean-Félicité, Duc de (貴族)	左派 - ファイアン派				M	M		
MORIN, François-Antoine (第三身分)	左派 - ファイアン派							M
MOUGINS-ROQUEFORT, Jean-Joseph (第三身分)	左派 - ファイアン派		M	M*				
MOUTIER, Guillaume-Nicolas-Pantaléon (第三身分)	左派 - ファイアン派			M				
MUGUET DE NANTHOU, François-Félix-Hyacinthe (第三身分)	左派 - ファイアン派							M
NEUVILLE, Gabriel-Henri-René de	多数派							M
PALASNE DE CHAMPEAUX, Julien-François (第三身分)	左派 - ファイアン派		M					
PARDIEU, Gui-Félix, Comte de (貴族)	多数派		M					
PELLERIN DE LA BUXIERE, Louis-Jean (第三身分)	左派 - ファイアン派			M		M	M	
POPULUS, Marc-Etienne (第三身分)	左派 - ファイアン派					M	M	
POUGEARD-DULIMBERT, François, Baron (第三身分)	左派 - ファイアン派				M	M	M*	
POULAIN DE BEAUCHENE, Jacques-Guillaume (第三身分)	左派							M
POULAIN DE CORBION, Jean-François-Pierre (第三身分)	左派 - ファイアン派					M	M	
PRIEUR, Pierre-Louis (第三身分)	左派 - ファイアン派		M		M	M		
PRUGNON, Louis-Pierre-Joseph (第三身分)	多数派	M						

氏名	政治党派	期間						
		1	2	3	4	5	6	7
RASTIGNAC, Armand-Auguste, Anne-Antonin-Sicaire de Chapt de (聖職者)	右派			M				
REGNAUD D' EPERCY*, Pierre-Ignace (第三身分)	左派 - ファイアン派			M			M	M
REGNAULT DE SAINT-JEAN D'ANGELY, Michel-Louis-Etienne (第三身分)	左派 - ファイアン派	M						
REGNEAULT, Charles (第三身分)	左派 - ファイアン派			M			M	M
REGNIER, Claude-Ambroise (第三身分)	左派	M						M
RENAUT, Roch (第三身分)	左派 - ファイアン派			M				
RICARD DE SEALT, Gabriel-Joseph-Xavier (第三身分)	左派 - ファイアン派				M	M		
ROUSSELET, Michel-Louis (第三身分)	多数派		M					
ROYER, Honoré-Joseph (聖職者)	右派		M				M	M
RUALEM, Pierre-Jean (聖職者)	右派			M				
RUFFO DE LARIC, Claude-Marie, Baron (聖職者)	右派	M		M				
SALLE, Jean-Baptiste (第三身分)	左派 - ファイアン派		M				M	M
SALOMON DE LA SAUGERIE, Guillaume-Anne (第三身分)	左派 - ファイアン派	M						
TELLIER, Constant-Adrien (第三身分)	左派 - ファイアン派			M				
TERRATS, Joseph-François (第三身分)	多数派		M					
TESSE, René-Mans Froulat, Comte de (貴族)	右派	M						
TRACY, Antoine-Louis-Claude Destutt, Comte de (貴族)	多数派	M						
TREHOT DE CLERMONT, Louis-François (第三身分)	左派						M	M
TREILHARD, Jean-Baptiste (第三身分)	左派 - ファイアン派		M					
TURRIN, Charles (第三身分)	多数派					M	M	
ULRY, Augustin (第三身分)	左派 - ファイアン派		M					
VARIN DE BRUNELIERE, Pierre-Vincent (第三身分)	左派 - ファイアン派						M	M
VIEILLARD, Pierre-Jacques (第三身分)	左派 - ファイアン派						M	M
VILLEQUIER, Louis-Alexandre-Céleste d'Aumont, Duc de (貴族)	右派	M						
YVERNAULT, Sylvain (聖職者)	右派	M						

注：

氏名：姓の後に (*) がついている場合は、その議員が報告委員会に所属した証拠は、彼が議会において報告委員会の名でいくつかの報告を朗読したことのみであることを示す。

姓名の後に (*) がついている場合は、同姓の議員が二人いることを示す。その場合、どちらが報告委員会に所属したのかは明らかにし得ない。

政治的傾向：我々は博士論文において憲法制定国民議会議員の政治的傾向を順に、左派、左派 - ファイアン派、多数派、少数派、右派に分類した。「不詳」は当該議員が政治思想の痕跡を残さなかった場合である。

期間：報告委員会は6回改選された。1期：89年7月30日 - 同年10月5日、2期：同年10月5日 - 同年11月18日、3期：同年11月18日 - 90年1月27日、4期：同年1月27日 - 同年3月22日、5期：同年3月22日 - 同年4月27日、6期：同年4月27日 - 同年7月7日、7期：同年7月7日 - 91年9月30日

委員（メンバー）を示すMの後に (*) がついている場合は、当該議員が報告委員会の委員だったことが確実ではないことを示す。

表 2
調査委員会委員のリスト (Mは委員)

氏 名	政治党派	期間					
		1	2	3	4	5	6
ALQUIER, Charles-Jean-Marie (第三身分)	左派 - フィアン派					M	
ANDRÉ, Antoine-Balthazar-Joseph (貴族)	左派 - フィアン派	M					
BABEY, Pierre-Marie-Athanase (第三身分)	左派 - フィアン派						M
BOUCHE, Charles-François (第三身分)	左派 - フィアン派	M					
BOUTEVILLE DU METZ, Louis-Guislain (第三身分)	左派 - フィアン派			M		M	
BUZOT, François-Nicolas-Léonard (第三身分)	左派			M		M	
CAMUS, Armand Gaston (第三身分)	左派	M					
CHABROL, Gaspard-Claude-François (貴族)	右派				M		
CHASSET, Charles-Antoine (第三身分)	左派 - フィアン派			M			
COCHON DE LAPPARENT, Charles (第三身分)	左派 - フィアン派						M
COLBERT DE CASTLE-HILL, Seignelay (聖職者)	右派		M				
CRILLON, Louis-Alexandre-Félix-Nolasque des Balbes de Berton, Marquis de	左派 - フィアン派		M				
DUPORT, Adrien-Jean-François (貴族)	左派 - フィアン派	M					
DURGET, Pierre-Antoine (第三身分)	右派				M		
EMMERY, Jean-Louis-Claude (第三身分)	左派 - フィアン派			M			
FOUCAUD DE LARDIMALIE, Louis, marquis de (貴族)	右派				M		
FRETEAU DE SAINT-JUST, Emmanuel-Marie-Michel-Philippe (貴族)	多数派	M					
GAULTIER DE BIAUZAT, Jean-François (第三身分)	左派 - フィアン派					M	
GLEZEN, Jacques-Marie (第三身分)	多数派	M					
GOUIL DE PREFELNE, Guillaume-François-Charles (第三身分)	左派 - フィアン派			M		M	
GOURDAN, Charles-Claude-Christophe (第三身分)	左派					M	
GOUTTES, Jean-Louis	多数派			M			
GUINEBAUD DE SAINT-MESME, Jacques-Nicolas (第三身分)	左派 - フィアン派		M				
HAVRE, Joseph-Anne-Auguste-Maximilien de Croy, duc d' (貴族)	右派		M				
HENRY DE LONGUEVE, Jean-Louis (第三身分)	右派				M		
JOUBERT, Pierre-Mathieu (聖職者)	左派 - フィアン派					M	M
KERVELEGAN, Augustin-Bernard-François Le Goazee de (第三身分)	左派 - フィアン派					M	
LACHEZE-MURIEL, Pierre-Joseph (第三身分)	右派		M				
LAMETH, Charles Malo François, comte de (貴族)	左派 - フィアン派			M			
LA ROCHEFOUCAULD D'ENVILLE, Louis-Alexandre duc de (貴族)	多数派	M					
LE BERTHON, André Benoit-François Hyacinthe (貴族)	右派			M			
LE DEAN, François-Jérôme (第三身分)	左派 - フィアン派						M
LEZAY MARNEZIA, Claude-François-Adrien, Marquis de (貴族)	多数派		M				
LUBERSAC, Jean-Baptiste-Joseph	右派	M					
MACAYE, Pierre-Nicolas-Haraneder, vicomte de (貴族)	右派						M
MADIER DE MONTJAU, Noël-Joseph (第三身分)	右派		M				
MARCHAIS, Jean (第三身分)	多数派		M				
MATHIAS, Antoine (聖職者)	右派		M				

氏 名	政治党派	期間					
		1	2	3	4	5	6
MONSPEY, Louis-Alexandre-Elysée, marquis de (貴族)	右派				M		
PALASNE DE CHAMPEAUX, Julien-François (第三身分)	左派 - ファイアン派					M	
PARDIEU, Gui-Félix, comte de (貴族)	多数派						M
PAYEN DE BOISNEUF, Jean (第三身分)	左派 - ファイアン派						M
PETION DE VILLENEUVE, Jérôme (第三身分)	左派	M		M			
POULAIN DE CORBION, Jean-François-Pierre (第三身分)	左派 - ファイアン派						M
REWBELL, Jean-François (第三身分)	左派 - ファイアン派	M		M			
ROULHAC, Guillaume-Grégoire	多数派		M				
ROUSSELET, Michel-Louis (第三身分)	多数派						M
SALICETI, Antoine-Christophe (第三身分)	左派 - ファイアン派					M	
SALOMON DE LA SAUGERIE, Guillaume-Anne (第三身分)	左派 - ファイアン派			M		M	
SILLERY, Charles-Alexis-Pierre Brulart de Genlis, comte de (貴族)	左派 - ファイアン派						M
TAILHARDAT DE PERDECHAT DE LA MAISONNEUVE, Constantin (第三身分)	右派				M		
TALARU DE CHALMAZEL, Ange-François (聖職者)	右派				M		
TRONCHET, François-Denis (第三身分)	多数派	M					
TUAULT DE LA BOUVRIE, Joseph-Golven (第三身分)	多数派				M		
TURPIN, Charles (第三身分)	多数派		M		M		
VERCHERE DE REFFYE, Hugues-François (第三身分)	左派 - ファイアン派					M	M
VERNIN, Pierre-Joseph (第三身分)	多数派					M	
VIEILLARD, Pierre-Jacques (第三身分)	多数派					M	
VIGUIER, Jean-Baptiste (第三身分)	多数派		M				
VIRIEU, François-Henri, Comte de (貴族)	右派	M					
VOIDEL, Jean-Georges-Charles (第三身分)	左派 - ファイアン派						M
YVERNAULT, Sylvain (聖職者)	右派				M		

表 3
陳情書委員会 (1791 年 10 月 24 日)

委員		
Girardin, Louis Stanislas Xavier Cécile de	Oise	中道左派
Antonelle, Pierre Antoine	Bouches du Rhône	左派
Dumolard, Joseph Vincent	Isère	右派
Saladin (1), Jean Baptiste Michel	Somme	左派
Castel, René Richard Louis	Calvados	右派
Chassagnac, Noël	Corrèze	中道左派
Soubeyrand-Saint-Prix, Hector	Ardèche	左派
Vosgien, Donat	Vosges	右派
Couturier, Jean Pierre	Moselle	左派
Delpierre, Antoine François	Vosges	右派
Merlin (2), Antoine	Moselle	左派
Philibert, Thomas	Var	右派
Bréard, Jean Jacques	Charente Inférieure	左派
Pierron, Jacques Jean Louis	Moselle	中道右派

Taillefer, Jean Guillaume	Dordogne	左派
Sautereau, Jean	Nièvre	左派
Le Coz (3), Claude	Ille et Vilaine	中道派
Gossuin, Constant Joseph Eugène	Nord	左派
Beaupuy (4), Nicolas Michel Pierre Armand	Dordogne	中道左派
Fache, Jean Étienne	Aisne	右派
Thorillon (5), Antoine Joseph	Paris	右派
Tardiveau (6), François Alexandre	Ille et Vilaine	中道派
Lejosne, Etienne Philippe Marie	Nord	左派
Lecointe-Puyraveau, Michel Mathieu	Deux Sèvres	中道左派
補欠		
Benoiston (7), Jean Marie	Loire Inférieure	左派
Fauchet (8), Claude	Calvados	左派
Mouysset (9), Guillaume	Lot et Garonne	不所屬
Bonnemère (10), Joseph Toussaint	Maine et Loire	右派
Bonnet de Meautry, Pierre Louis	Calvados	左派
Prudhomme, François Louis Jérôme	Aisne	中道派
Guadet (11), Marguerite Élie	Gironde	左派
<p>(1) 1791 年 10 月 26 日に彼は民法・刑法起草委員会の委員に任命され、こちらの委員会に所属した。</p> <p>(2) 1791 年 11 月 26 日に彼は監視委員会の委員に任命され、この委員会に所属するが、この日までは陳情書委員会に所属した。</p> <p>(3) 1791 年 10 月 27 日に彼は公共扶助委員会の補欠委員に任命された。</p> <p>(4) 1791 年 10 月 25 日に彼は軍事委員会の委員に任命され、こちらの委員会に所属した。</p> <p>(5) 1791 年 10 月 26 日に彼は民法・刑法起草委員会の委員に任命され、こちらの委員会に所属した。</p> <p>(6) 1791 年 10 月 26 日に彼は民法・刑法起草委員会の委員に任命され、こちらの委員会に所属した。</p> <p>(7) 1791 年 10 月 27 日に彼は公有地委員会の委員に任命され、こちらの委員会に所属した。</p> <p>(8) 1791 年 11 月 26 日に彼は監視委員会の委員に任命され、この委員会に所属するが、この日までは陳情書委員会に所属した。</p> <p>(9) 1791 年 10 月 26 日に彼はデクレ委員会の委員に任命され、こちらの委員会に所属した。</p> <p>(10) 1791 年 10 月 26 日に彼は民法・刑法起草委員会の委員に任命され、こちらの委員会に所属した。</p> <p>(11) 1791 年 10 月 26 日に彼は民法・刑法起草委員会の委員に任命され、こちらの委員会に所属した。</p>		

表 4
陳情書委員会 (1792 年 3 月 8 日) - 改選

委員		
Castel, René-Richard-Louis	Calvados	右派
Taillefer, Jean-Guillaume	Dordogne	左派
Sautereau, Jean	Nièvre	左派
Delpierre, Antoine-François	Vosges	右派
Soubeyrand Saint-Prix, Hector	Ardèche	左派
Philibert (1), Thomas	Var	右派
Eschasseriaux aîné, Joseph	Charente-Inférieure	左派
Ferrus, Guillaume	Hautes-Alpes	右派
Dareau-Laubadère, Jean-Joseph	Hautes-Pyrénées	左派
Duphénieux(2), Claude	Lot	中道派

Batault, Claude (M/S)	Côte-d'or	不所属
Faye-Lachèze, François-Pierre (M/S)	Corrèze	左派
補欠		
Demées (3), Louis-Michel	Orne	中道派
Terrède (4), Simon-Pierre-Antoine	Orne	中道右派
Elie, Jean-Marie-Antoine	Morbihan	中道派
Fabre, Gabriel-Jacques-François-Maurice	Aude	中道左派
Marchand fils, Louis-Etienne	Loir-et-Cher	中道左派
Solomiac (5), François	Aude	中道左派
<p>(1) 1792年3月8日に彼は清算委員会の委員に任命され、翌日こちらの委員会を選ぶことを宣言。 (2) 1792年3月8日に彼は臨時財政委員会の委員に任命され、こちらの委員会に所属した。 (3) 1792年3月8日に彼は清算委員会の補欠委員に任命された。 (4) 1792年3月5日に彼は議場視察委員会の補欠委員に任命されたが、この委員会には所属せず、陳情書委員会にも加わらなかった。彼は公共扶助委員会に所属した。この委員会の名で議会に、病院や市町村に支払われるべき補償に関するデクレを報告しているからである。 (5) 1792年3月5日に彼は議場視察委員会の補欠委員に任命され、同年3月8日には清算委員会の補欠委員に任命された。</p>		

表 5
監視委員会 (1791年11月26日)

委員		
Grangeneuve, Jean Antoine Lafargue de	Gironde	左派
Isnard, Henri Maximin	Var	左派
Merlin, Antoine	Moselle	左派
Basire, Claude	Côte d'or	左派
Fauchet, Claude	Calvados	左派
Goupilleau, Philippe Charles Aimé	Vendée	左派
Lacretelle (1), Pierre Louis	Paris	右派
Chabot, François	Loir et Cher	左派
Quinette, Nicolas Marie	Aisne	左派
Le Cointre, Laurent	Seine et Oise	中道左派
Jagot, Grégoire Marie	Ain	左派
Chaufton (2), Jean Damien	Loiret	右派
補欠		
Daverhoul (3), Jean Antoine	Ardennes	右派
Montaut (4), Louis Marie Bon	Gers	左派
Antonelle (5), Pierre Antoine	Bouches du Rhône	左派
Bernard de Saintes, André Antoine	Charente Inférieure	中道左派
Rülh (6), Philippe	Bas Rhin	不所属
Thuriot (7), Jacques Alexis	Marne	左派
<p>(1) 彼は着任を受け入れなかった。 (2) 彼は辞任した。 (3) 彼は辞任した。 (4) 彼は監視委員会の委員になった。</p>		

- (5) 1791 年 10 月 24 日に彼は陳情書委員会の委員になり、こちらの委員会に所属した。
 (6) 1791 年 10 月 25 日に彼は外交委員会の委員になり、こちらの委員会に所属した。
 (7) 1791 年 10 月 26 日に彼は民法・刑法起草委員会の委員に任命され、こちらの委員会に所属した。

表 6
 監視委員会 (1792 年 5 月 10 日) - 改選

委員		
Dumolard fils, Joseph-Vincent	Isère	右派
Fressenel, Claude-André	Ardèche	右派
Leroy [de Flagis], Jean-Baptiste	Tarn	右派
Danthon, Charles	Isère	右派
Sage, Bernard-Marie	Rhône-et-Loire	右派
Antonelle, Pierre-Antoine	Bouches-du-Rhône	左派
補欠		
Grangeneuve (1), Jean-Antoine Lafargue de	Gironde	左派
Quinette (2), Nicolas-Marie	Aisne	左派
Isnard, Henri-Maximin	Var	左派
Lafont, Charles-Marie	Lot-et-Garonne	中道右派
Merlin [de Thionville], Antoine	Moselle	左派
Mouysset (3), Guillaume	Lot-et-Garonne	右派

(1) 1792 年 6 月 6 日に彼は立法委員会委員に任命されたが、この委員会には所属しなかった。彼は監視委員会に所属した。1792 年 5 月 10 日にこの委員会の補欠委員に任命され、同年 7 月 25 日に陳情書委員会と監視委員会の合同の名において、アルル事件に関連して法廷に召喚されたブシュ＝デュ＝ローヌ県代表部当局の指揮に関するデクレ案を報告した。

(2) 1792 年 3 月 31 日に彼は通常財政委員会の補欠委員に、同年 4 月 8 日には臨時財政委員会の委員に任命された。臨時 12 人委員会の委員に任命されるまで、後者の委員会に所属した。臨時 12 人委員会の補欠委員に選出されたのは 1792 年 6 月 18 日である。

(3) 1792 年 3 月 5 日に彼は公有地委員会の補欠委員に任命された。後に彼はこの委員会に所属し、委員会名でいくつかのデクレ案を議会に提出している。

表 7
 12 人委員会 (1792 年 3 月 6 日)

委員		
François-Alexandre Tardiveau	中道派	立法委員会
Nicolas Vimar	右派	
Claude Basire	左派	監視委員会
Claude Fauchet	左派	
Jean-François Delacroix	中道 左派	軍事委員会
Louis Jounault	中道 右派	

Noël Chassagnac	中道 左派	陳情書委員会
Constant-Joseph-Eugène Gossein	左派	
Antoine Français de Nantes	中道 右派	商業委員会
François Delaizire	右派	
Pierre-Marie-Auguste Broussonet	左派	農業委員会
Jean-Baptiste Rougier de la Bergerie	中道 左派	

表 8
臨時 12 人委員会 (1792 年 6 月 17 日)

委員		
Bigot de Préameneu, Félix-Julien-Jean	Paris	右派
Lacépède, Bernard-Germain-Etienne	Paris	中道右派
Lacué, Jean-Gérard	Lot-et-Garonne	右派
Pastoret, Emmanuel-Claude-Jean-Pierre	Paris	中道右派
Muraire, Honoré	Var	右派
Tardiveau, François-Alexandre	Ille-et-Vilaine	中道派
Viénot-Vaublanc, Vicent-Marie	Seine-et-Marne	右派
Guadet, Marguerite-Élie	Gironde	左派
Lémontey, Pierre-Edouard	Rhône-et-Loire	中道右派
De Bry [de Vervins], Jean-Antoine-Joseph	Aisne	左派
Guyton-Morveau, Louis-Bernard	Côte-d'Or	中道左派
Ruhl, Philippe	Bas-Rhin	不所屬
補欠		
Quinette, Nicolas-Marie	Aisne	左派
Sédillez, Mathurin-Louis-Etienne	Seine-et-Marne	右派
Lamarque, François	Dordogne	左派
Vergniaud, Pierre-Victurnien	Gironde	左派
Thuriot, Jacques-Alexis	Marne	左派
Delmas, Jean-François-Bertrand	Haute-Garonne	左派
Condorcet, Marie-Jean-Antoine-Nicolas Caritat de	Paris	左派
Charlier, Louis-Joseph	Marne	中道左派
Navier, Claude-Bernard	Côte-d'Or	右派

表 9
副議長から議長へ

名前	職務	着任日	辞任日
Batault	議長	01/10/91	03/10/1791
Pastoret	議長	03/10/91	17/10/1791
Ducastel	副議長	03/10/91	17/11/1792
Ducastel	議長	17/10/91	30/10/1791
Vergniaud	副議長	17/10/91	03/11/1791

Vergniaud	議長	30/10/91	15/11/1791
Viennot Vaublanc	副議長	03/11/91	16/11/1791
Viennot Vaublanc	議長	15/11/91	28/11/1791
Lacépède	副議長	16/11/91	30/11/1791
Lacépède	議長	28/11/91	10/12/1791
Lemontey	副議長	30/11/91	20/12/1791
Lemontey	議長	10/12/91	26/12/1791
François de Neufchâteau	副議長	20/12/91	28/12/1791
François de Neufchâteau	議長	26/12/91	08/01/1792
Daverhout	副議長	28/12/91	10/01/1792
Daverhout	議長	08/01/92	22/01/1792
Guadet	副議長	10/01/92	25/01/1792
Guadet	議長	22/01/92	05/02/1792
Condorcet	副議長	25/01/92	08/02/1792
Condorcet	議長	06/02/92	19/02/1792
Dumas	副議長	08/02/92	21/02/1792
Dumas	議長	19/02/92	04/03/1792
Guyton Morveau	副議長	21/02/92	05/03/1792
Guyton Morveau	議長	04/03/92	18/03/1792
Gensonné	副議長	05/03/92	19/03/1792
Gensonné	議長	19/03/92	02/04/1792
Dorizy	副議長	19/03/92	05/04/1792
Dorizy	議長	02/04/92	15/04/1792
Bigot de Préameneu	副議長	05/04/92	18/04/1792
Bigot de Préameneu	議長	15/04/92	29/04/1792
Lacuée	副議長	18/04/92	01/05/1792
Lacuée	議長	29/04/92	13/05/1792
Muraire	副議長	01/05/92	16/05/1792
Muraire	議長	13/05/92	27/05/1792
Tardiveau	副議長	16/05/92	29/05/1792
Tardiveau	議長	27/05/92	10/06/1792
Français	副議長	29/05/92	13/06/1792
Français	議長	10/06/92	24/06/1792
Girardin	副議長	13/06/92	27/06/1792
Girardin	議長	24/06/92	08/07/1792
Aubert Dubayet	副議長	27/06/92	10/07/1792
Aubert Dubayet	議長	08/07/92	22/07/1792
Delacroix	副議長	10/07/92	26/07/1792
Laffon Ladebat	議長	23/07/92	07/08/1792
Merlet	副議長	26/07/92	10/08/1792
Merlet	議長	07/08/92	20/08/1792
Delacroix	副議長	10/08/92	20/08/1792
Delacroix	議長	19/08/92	02/09/1792
Hérault de Séchelles	副議長	20/08/92	05/09/1792
Hérault de Séchelles	議長	02/09/92	16/09/1792
Cambon	副議長	05/09/92	17/09/1792
Cambon	議長	16/09/92	21/09/1792
Thuriot	副議長	17/09/92	21/09/1792

表 10
議長選挙に参加した議員数

投票日	投票回数	選挙に参加した議員数	被選出者と得票数
23-07-1792	1 第一回投票	571 票	Lafon-Ladebat 297
17-10-1791	1 第一回投票	545 票	Ducastel 302
28-11-1791	3 第三回投票	477 票	Lacépède 321 Brissot 156
07-08-1792	1 第一回投票	473 票	Merlet 245
10-12-1791	1 第一回投票	441 票	Lemontey 326
02-04-1792	1 第一回投票	420 票	Dorizy 220
26-12-1791	1 第一回投票	419 票	François de Neufchâteau 258
19-02-1792	1 第一回投票	417 票	Mathieu Dumas 229
15-04-1792	1 第一回投票	398 票	Bigot de Préameneu 305
08-07-1792	1 第一回投票	391 票	Aubert-Dubayet 294
03-10-1791	3 第三回投票	369 票	Pastoret 211 Garran-de-Coulon 158
05-02-1792	1 第一回投票	367 票	Condorcet 231
18-03-1792	1 第一回投票	358 票	Gensonné 264
29-04-1792	1 第一回投票	352 票	Lacuée 227
15-11-1791	1 第一回投票	343 票	Viennot Vaublanc 257
19-08-1792	1 第一回投票	323 票	Delacroix 303
04-03-1792	1 第一回投票	321 票	Guyton-Morveau 223
10-06-1792	1 第一回投票	321 票	Français de Nantes 231
13-05-1792	1 第一回投票	309 票	Muraire 272
08-01-1792	1 第一回投票	291 票	Daverhoul 180
27-05-1792	1 第一回投票	288 票	Tardiveau 260
22-01-1792	1 第一回投票	270 票	Guadet 232
02-09-1792	1 第一回投票	257 票	Hérault de Séchelles 242
16-09-1792	1 第一回投票	231 票	Cambon 220
30-10-1791	1 第一回投票	211 票	Vergniaud 112
24-06-1792	1 (?)	(?)	Gerardin (?)

表 11
陳情書・通信委員会 (1792 年 10 月 2 日)

1792 年 10 月 2 日に選出された議員 (委員および補欠)	委員 (M)/ 補欠 (S)	政治的傾向	I 陳情書・通信委員会 (02-10-92/05-01-93)	II 同委員会 (05-01-93/93 年 4 月初め)
GOSUIN, Constant-Joseph-Eugène	M	平原派		留任
LEQUINIO, Joseph-Marie	M	モンタニヤール派		
UCOS, Jean-François	M	ジロンド派		留任
COUTURIER, Pierre-Jean	M	モンタニヤール派	不所属 [22-12-92]	

1792年10月2日に選出された議員 (委員および補欠)	委員(M)/ 補欠(S)	政治的傾向	I 陳情書・通信委員会 (02-10-92/05-01-93)	II 同委員会 (05-01-93/93 年4月初め)
BASSAL, Jean	M	モンタニヤール派	不所属 [22-12-92]	
SALADIN, Jean-Baptiste-Michel	M	ジロンド派		
BRIVAL, Jacques	M	モンタニヤール派	辞任 [23-10-92]	
PAGANEL, Pierre	M	平原派		留任
AUDREIN, Yves-Pierre	M	平原派		留任
VADIER, Marc-Guillaume-Alexis	M	モンタニヤール派		
DELAUNAY le jeune, Pierre-Marie	M	モンタニヤール派		
FABRE, Joseph	M	平原派	不所属 [22-12-92]	
DUVAL, Charles-François-Marie	M	モンタニヤール派	不所属 [22-12-92]	委員に選出 [05-01-93]
VERMON, Alexis-Joseph	M	平原派	不所属 [22-12-92]	
LA BOISSIÈRE, Jean-Baptiste	M	平原派	不所属 [22-12-92]	
RÉAL, André	M	平原派		
FERRY, Claude-Joseph	M	モンタニヤール派	不所属 [22-12-92]	
SAUTEREAU, Jean	M	平原派	不所属 [22-12-92]	
BOILLEAU, Jacques	M	ジロンド派	不所属 [22-12-92]	
THIBAUT, Anne-Alexandre-Marie	M	平原派		留任
SIBLOT, Claude-François-Bruno	M	平原派		留任
SAINT-PRIX, Hécator Soubeyran de	M	ジロンド派		留任
YSABEAU, Claude-Alexandre	M	モンタニヤール派		留任
LEYRIS, Augustin-Jacques	M	モンタニヤール派	不所属 [22-12-92]	
DUPLANTIER, Jacques-Paul-Fronton	S	ジロンド派		留任
LEMOINE, Jean-Angélique	S	モンタニヤール派	同委員会に出席 [16-11-92]	
VIDALOT, Antoine	S	平原派		
MONESTIER, Jean-Baptiste-Benoît	S	モンタニヤール派		留任
LE BAS, Philippe-François-Joseph	S	モンタニヤール派		
SOULIGNAC, Jean-Baptiste	S	平原派		
TALLIEN, Jean-Lambert	S	モンタニヤール派		
BISSY le jeune, Jacques-François	S	平原派		
HUGUET, Marc-Antoine	S	モンタニヤール派		
DECHÉZEAUX, Pierre-Charles-Daniel-Gustave	S	ジロンド派		留任
FÉRAUD, Jean	S	平原派		留任
DULAURE, Jacques-Antoine	S	ジロンド派	同委員会に出席 [16-11-92]	

表 12

陳情書・通信委員会 (1793 年 1 月 5 日) - 改選

1793 年 1 月 5 日に選出された議員	委員 / 補欠	政治的傾向	I 陳情書・通信委員会 (02-10-92/05-01-93)	III 同委員会 (93 年 4 月初め /07-06-93)
GOSSUIN, Constant-Joseph-Eugène	M	平原派	旧委員会	留任
DUCOS, Jean-François	M	ジロンド派	旧委員会	留任
PAGANEL, Pierre	M	平原派	旧委員会	留任
AUDREIN, Yves-Pierre	M	平原派	旧委員会	留任
THIBAUT, Anne-Alexandre-Marie	M	平原派	旧委員会	留任
SIBLOT, Claude-François-Bruno	M	平原派	旧委員会	留任
SAINT-PRIX, Hécator Soubeyran de	M	ジロンド派	旧委員会	留任
YSABEAU, Claude-Alexandre	M	モンタニヤール派	旧委員会	留任
DUPLANTIER, Jacques-Paul-Fronton	M	ジロンド派	旧委員会	留任
MONESTIER, Jean-Baptiste-Benoît	M	モンタニヤール派	旧委員会	留任
DECHÉZEUX, Pierre-Charles-Daniel-Gustave	M 08-02-93 辞任	ジロンド派	旧委員会	
FÉRAUD, Jean	M	平原派	旧委員会	辞任
DUVAL, Charles-François-Marie	M	モンタニヤール派	92 年 10 月 2 日に選 出されたが所属せず	
ZANGIACOMI, Joseph	M	平原派		辞任
FAURE, Balthazar	M	モンタニヤール派		辞任
DAUNOU, Pierre-Claude-François	M	ジロンド派		辞任
POULTIER, François-Martin	M	モンタニヤール派		辞任
MARTINEL, Joseph-Marie-Philippe	M	平原派		辞任
ICHON, Pierre	M	モンタニヤール派		留任
FOCKEDEY, Jean-Jacques	M	平原派		辞任
ROUZET, Jean-Marie	M	ジロンド派		辞任
MANUEL, Pierre-Louis	M	ジロンド派		辞任
ROUX, Louis-Félix	M	モンタニヤール派		留任
LAKANAL, Joseph	S	モンタニヤール派		
FOUSSEDOIRE, André	S	モンタニヤール派		留任
JAY, Jean	S	モンタニヤール派		93 年 4 月初め 委員選出

17931 月 5 日に選出された議員	委員 / 補欠	政治的傾向	I 陳情書・通信委員会 (02-10-92/05-01-93)	III 同委員会 (93 年 4 月初め /07-06-93)
BARAILON, Jean-François	S	平原派		
SALMON, Gabriel-René-Louis	S	ジロンド派		
PRESSAVIN, Jean-Baptiste	S	モンタニヤール派		
THIBAudeau, Antoine-Claire	S	モンタニヤール派		

表 13

陳情書・通信委員会 (93 年 4 月初め) - 改選

委員に選出された議員	委員 (M)/ 補欠 (S)	政治的傾向	I 陳情書・通信委 員会 (02-10-92/05-01-93)	II 同委員会 (05-01-93/93 年 4 月初め)	IV 同委員 会 (07-06-93)
GOSSUIN, Constant-Joseph-Eugène	M	平原派	委員	委員	留任
DUCOS, Jean-François	M	ジロンド派	委員	委員	辞任
PAGANEL, Pierre	M	平原派	委員	委員	留任
AUDREIN, Yves-Pierre	M	平原派	委員	委員	辞任
THIBAUT, Anne-Alexandre-Marie	M	平原派	委員	委員	留任
SIBLOT, Claude-François-Bruno	M	平原派	委員	委員	留任
SAINT-PRIX, Héc tor Soubeyran de	M	ジロンド派	委員	委員	留任
YSABEAU, Claude-Alexandre	M	モンタニヤール派	委員	委員	留任
DUPLANTIER, Jacques-Paul-Fronton	M	ジロンド派	委員	委員	辞任
MONESTIER, Jean-Baptiste-Benoît	M	モンタニヤール派	委員	委員	留任
ICHON, Pierre	M	モンタニヤール派		委員	留任
ROUX, Louis-Félix	M	モンタニヤール派		委員	留任
FOUSSEDOIRE, André	M	モンタニヤール派		委員	留任
FABRE, Joseph	M	平原派	不所属 [22-12-92]		辞任
LA BOISSIÈRE, Jean-Baptiste	M	平原派	不所属 [22-12-92]		辞任
FERRY, Claude-Joseph	M	モンタニヤール派	不所属 [22-12-92]		辞任
SAUTEREAU, Jean	M	平原派	不所属 [22-12-92]		辞任
BOILLEAU, Jacques	M	ジロンド派	不所属 [22-12-92]		辞任
LEYRIS, Augustin-Jacques	M	モンタニヤール派	不所属 [22-12-92]		辞任

委員に選出された議員	委員 (M)/ 補欠 (S)	政治的傾向	I 陳情書・通信委 員会 (02-10-92/05-01-93)	II 同委員会 (05-01-93/93 年4月初め)	IV 同委員 会 (07-06-93)
LEMOINE, Jean-Angélique	M	モンタニヤ ール派	[補欠]		辞任
LE BAS, Philippe-François-Joseph	M	モンタニヤ ール派	[補欠]		辞任
SOULIGNAC, Jean-Baptiste	M	平原派	[補欠]		辞任
JAY, Jean	M	モンタニヤ ール派		[補欠]	残任
MONESTIER, Pierre-Laurent	M	平原派			残任

表 14
総防衛委員会と公安委員会

総防衛委員会 (1793年1月1日)		総防衛委員会 (1793年3月26日)			公安委員会 (1793年4月6日)	
議員名	傾向	議員名	傾向	M/S	議員名	傾向
ROCHEGUDE, Henri-Pascal	P					
BRÉARD, Jean-Jacques	M	BRÉARD, Jean-Jacques	M	M	BRÉARD, Jean-Jacques	M
ROUYER, Jean-Pascal	G					
BRISOT, Jacques-Pierre	G					
KERSAINT, Armand-Guy-Simon	G					
GUYTON-MORVEAU, Louis-Bernard	M	GUYTON-MORVEAU, Louis-Bernard	M	M	GUYTON-MORVEAU, Louis-Bernard	M
LACOMBE-SAINT-MICH EL, Jean-Pierre	M					
DOUCET DE PONTÉCOULANT, Louis-Gustave	G					
DUBOIS-CRANCÉ, Edmond-Louis-Alexis	M	DUBOIS-CRANCÉ, Edmond-Louis-Alexis	M	M		
CAMBON, Pierre-Joseph	M					
DEFERMON, Jacques	G					
JOHANNOT, Jean	P					
GENSONNÉ, Armand	G	GENSONNÉ, Armand	G	M		
BARÈRE DE VIEUZAC, Bertand	M	BARÈRE DE VIEUZAC, Bertand	M	M	BARÈRE DE VIEUZAC, Bertand	M
SIEYÈS, Emmanuel-Joseph	P	SIEYÈS, Emmanuel-Joseph	P	M		
BRUNEL, Ignace	G					
BOYER-FONFRÈDE, Jean-Baptiste	G	BOYER-FONFRÈDE, Jean-Baptiste	G	S		

総防衛委員会 (1793年1月1日)		総防衛委員会 (1793年3月26日)			公安委員会 (1793年4月6日)	
PENIÈRES, Jean-Augustin	P					
LACAZE, Jacques	G					
MERLINO, Jean-Marie-François	M					
GIRAUD, Marc-Antoine-Alexis	P					
DECHÉZEUX, Pierre-Charles-Daniel- Gustave 〔陳情書・通信委員会委員〕	G					
DUCOS, Jean-François 〔陳情書・通信委員会委員〕	G	DUCOS, Jean-François	G	S		
PAGANEL, Pierre 〔陳情書・通信委員会委員〕	P					
		PÉTION DE VILLENUEVE, Jérôme	G	M		
		DANTON, Georges-Jacques	M	M	DANTON, Georges-Jacques	M
		ROBESPIERRE, Maximilien François-Marie-Isidore- Joseph de	M	M		
		BARBAROUX, Charles-Henri-Marie	G	M		
		RÜHL, Philippe-Jacques	M	M		
		VERGNIAUD, Pierre-Victurnien	G	M		
		FABRE D' ÉGLANTINE, Philippe-Nazaire-François	M*	M		
		BUZOT, François-Nicolas-Léona rd	G	M		
		DELMAS, Jean-François-Bertrand	M	M	DELMAS, Jean-François-Bertra nd	M
		GUADET, Marguerite-Elie	G	M		
		CONDORCET, Marie-Jean-Antoine-Ni colas Caritat de	G	M		
		CAMUS, Armand-Gaston	P	M		
		PRIEUR DE LA MARNE, Pierre-Louis	M	M		
		DESMOULINS, Camille	M	M		
		DE BRY, Jean-Antoine-Joseph	M	M	DE BRY, Jean-Antoine-Joseph (Démissionne)	M
		ISNARD, Henri-Maximin	G*	M		

総防衛委員会 (1793年1月1日)	総防衛委員会 (1793年3月26日)		公安委員会 (1793年4月6日)	
	LASOURCE dit Alba, Marie, David, Albin	G	M	
	QUINETTE, Nicolas-Marie	P	M	
	CAMBACÈRES duc de Parme, Jean-Jacques-Régis	P	M	
	TREILHARD, Jean-Baptiste	P	S	TREILHARD, Jean-Baptiste
	AUBRY, François	G	S	
	GARNIER DE SAINTES, Jacques	M	S	
	LINDET, Jean-Baptiste-Robert	M	S	
	LEFEBVRE DE LA CHAUVIÈRE, Julien-Urbain-François- Marie-Riel	G	S	
	LA REVELLIÈRE-LÉPEAUX, Louis-Marie	G	S	
	DE BRÛLART DE GENLIS DE SILLERY, Charles Alexis	G*	S	
	LAMARQUE, François	M	S	
				CAMBON, Pierre-Joseph
				LINDET, Robert Thomas (Remplace De Bry)
				DELACROIX, Jean-François

G: ジロンド派 M: モンタニャール派 P: 平原派

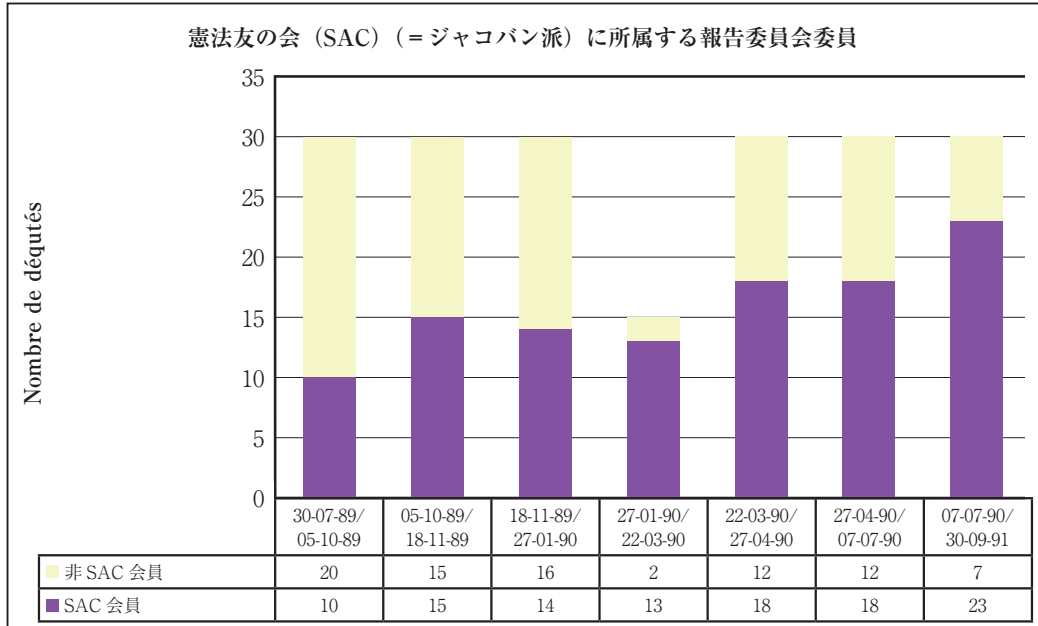
表 15 公文書委員会 (08-04-1793)		
Levasseur, René	Sarthe	モンタニャール派
Christiani, Marc-Frédéric-Henri	Bas-Rhin	平原派
Rudel, Claude-Antoine	Puy-de-Dôme	モンタニャール派
Periès, Jacques	Aude	ジロンド派
Guyardin, Simon-Nicolas	Seine-et-Marne	モンタニャール派

表 16
臨時 12 人委員会の委員と補欠 (1793 年 5 月 21 日)

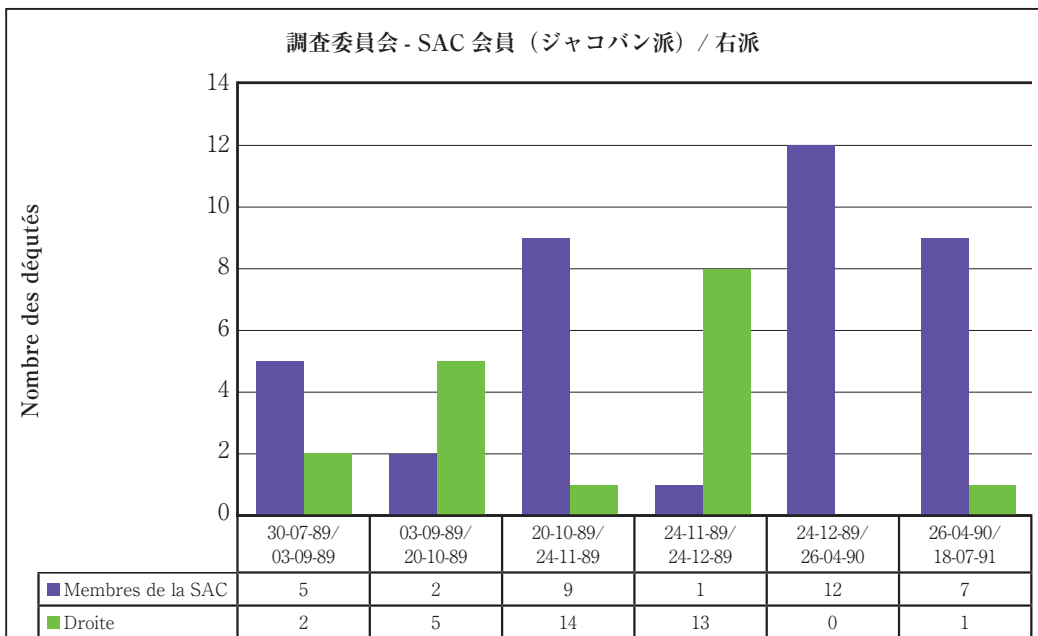
委員		
Boyer-Fonfrède, Jean-Baptiste	Gironde	ジロンド派
Rabaut Saint-Étienne, Jean-Paul	Aube	ジロンド派
Le Goazre de Kervélégan, Augustin Bernard François	Finistère	ジロンド派
Saint-Martin Valogne, Charles	Aveyron	平原派*
Viger, Louis-François-Sébastien	Maine et Loire	ジロンド派
Gomaire, Jean-René	Finistère	ジロンド派
Bertrand de La Hosdinière, Charles-Ambroise	Orne	ジロンド派
Boilleau, Jacques	Yonne	ジロンド派
Mollevaut, Étienne	Meurthe	ジロンド派
Henry Larivière, Pierre-François	Calvados	ジロンド派
Bergoeing, François	Gironde	ジロンド派
Gardien, Jean-François Martin	Indre-et-Loire	ジロンド派
補欠		
Méaule, Jean-Nicolas	Loire-Inférieure	モンタニヤール派
Delacroix, Charles-François	Marne	モンタニヤール派
Levasseur de la Sarthe, René	Sarthe	モンタニヤール派
Duprat, Jean	Bouches-du-Rhône	ジロンド派
Ricord, Jean-François	Var	モンタニヤール派
Calès, Jean-Marie	Haute-Garonne	モンタニヤール派
Mathieu-Mirampal, Jean-Baptiste Charles	Oise	平原派
Taveau, Jacques-Louis-Narcisse Fortuné	Calvados	平原派*
Bar, Jean-Etienne	Moselle	モンタニヤール派
Dumont, André	Somme	モンタニヤール派
Laloy, Antoine	Haute-Marne	モンタニヤール派
Duval, Charles	Ille-et-Vilaine	モンタニヤール派
注：政治的傾向の後に*がついている場合、当該議員の政治的傾向が明確でないことを示す。		

グラフ (N°1-17)

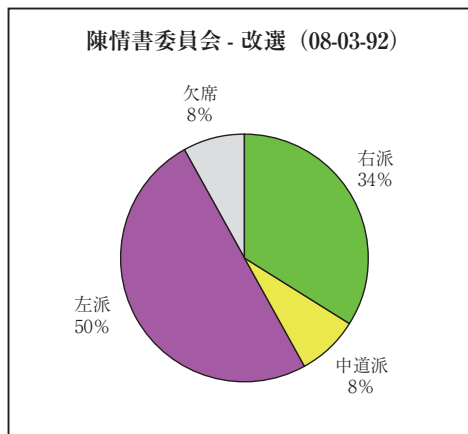
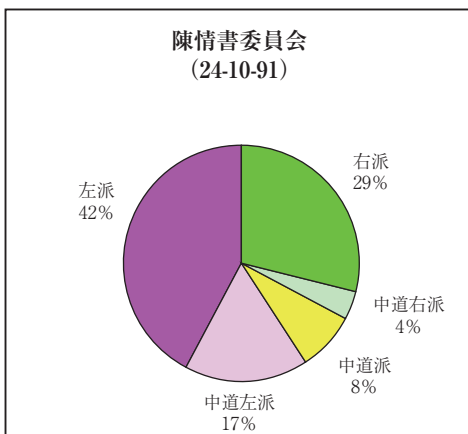
グラフ 1



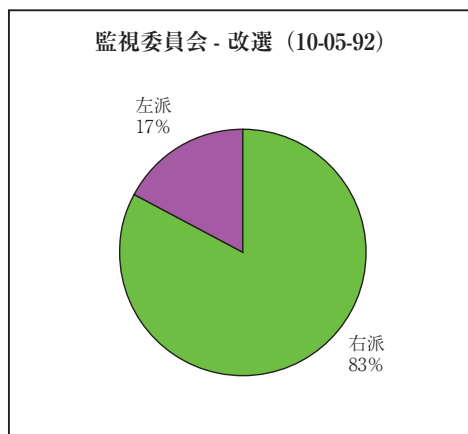
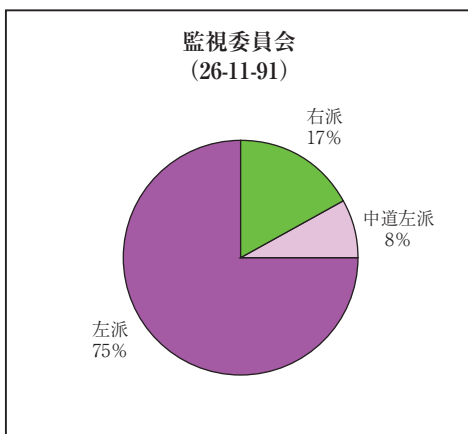
グラフ 2



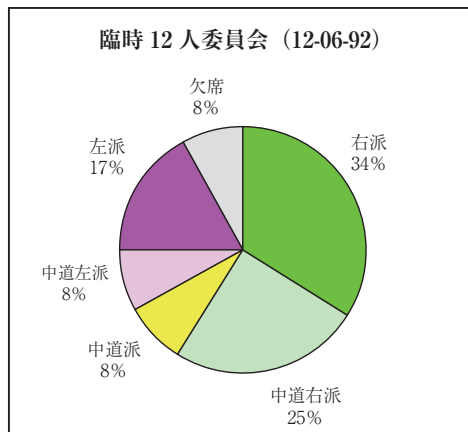
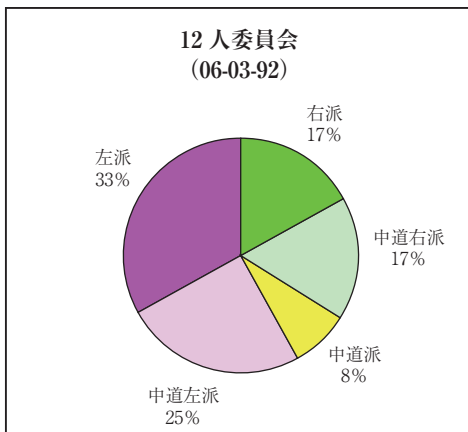
グラフ3と4



グラフ5と6

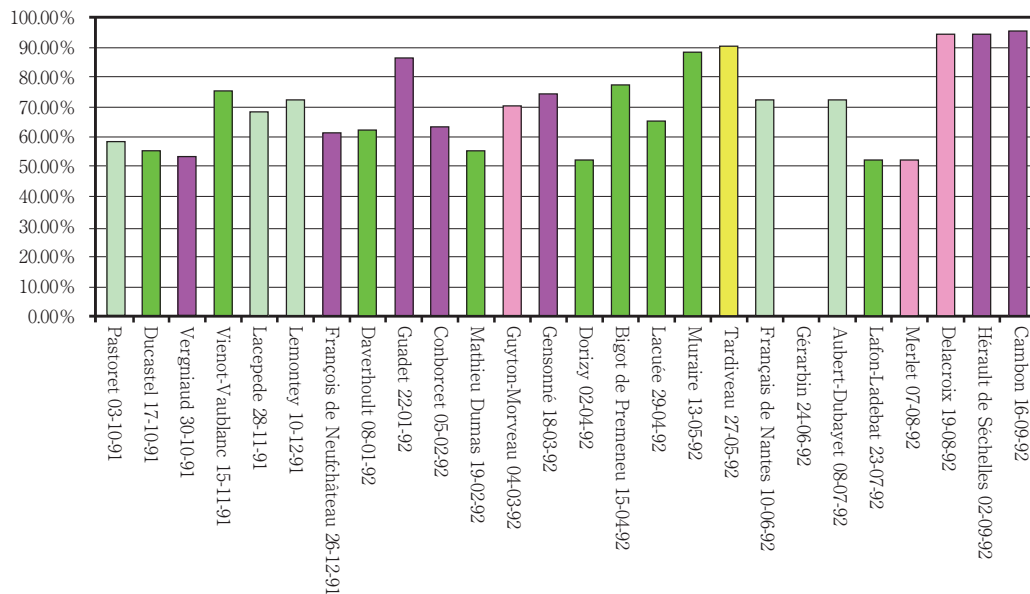


グラフ7と8

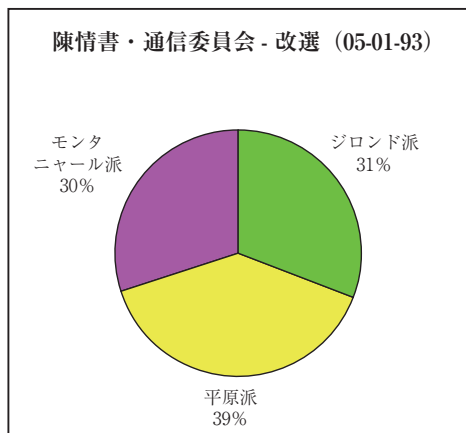
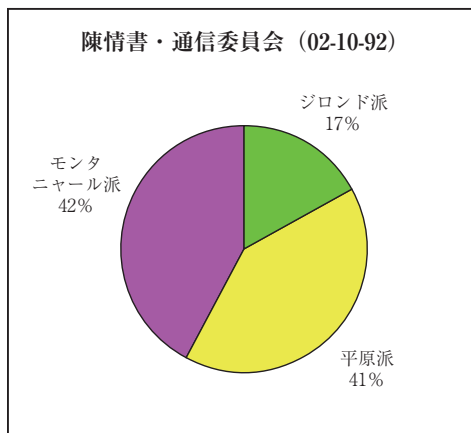


グラフ 9

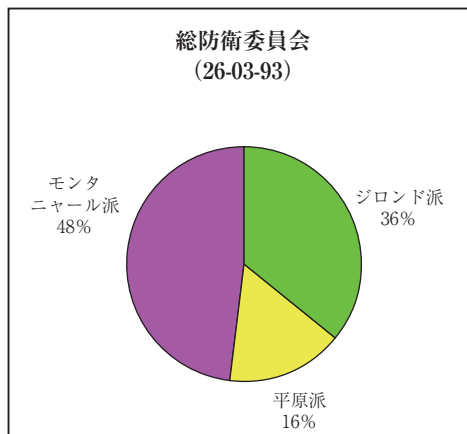
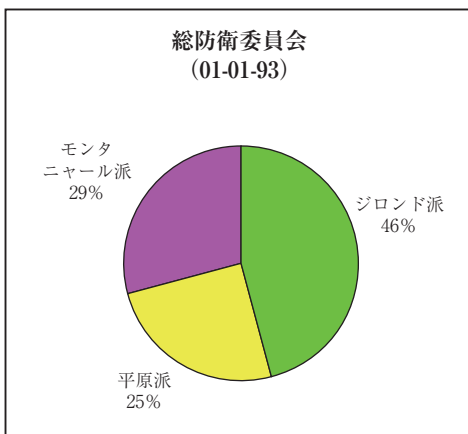
議長選挙 得票率



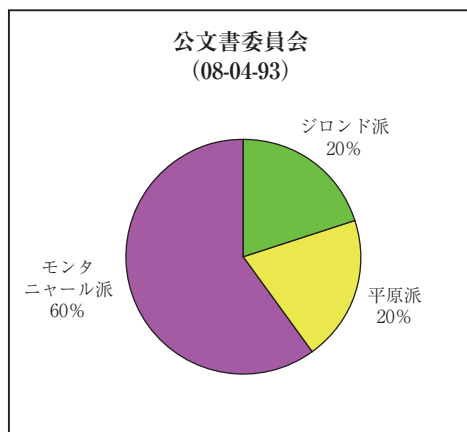
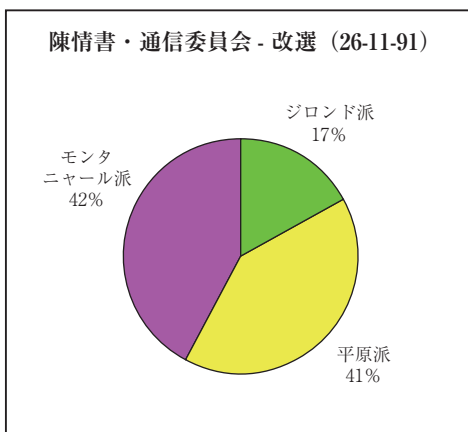
グラフ 10 と 11



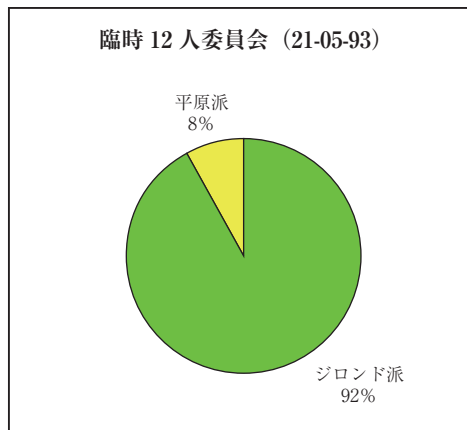
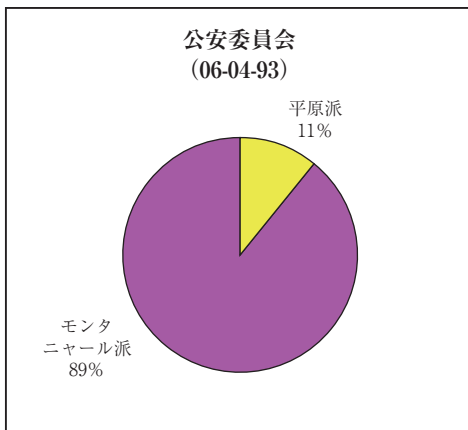
グラフ 12 と 13



グラフ 14 と 15



グラフ 16 と 17



Maria Betlem Castellà i Pujols はバルセロナ自治大学およびパリ第一大学で歴史学博士号取得。*Grup d'estudi de les institucions i de la societat a la Catalunya moderna, segles XVI-XIX* (2009SGR318) (16 世紀-19 世紀の近代カタロニアの制度と社会研究グループ) のメンバー。現在は Jaume Vicens Vives 歴史研究所 (バルセロナ Pompeu Fabra 大学) のポスト・ドクター研究員。1789 年-1795 年のフランスにおける各議会での通信監理および議会の委員会が主たる研究テーマである。

山崎 耕一は一橋大学社会科学古典資料センター教授。

本稿は 2012 年 3 月 31 日 (土) に一橋大学で開催されたフランス革命研究会におけるカステラ=イ=ブジョルス女史の発表原稿を、女史自身が書き改めるとともに、注と巻末資料を付け加えたものの翻訳である。元原稿自体が、注 9 に記されている同女史の博士論文の要約であるが、この原稿そのものは公表されておらず、本稿 (=日本語訳) のみが印刷・公表されることになる。

一橋大学社会科学古典資料センター *Study Series. No. 68*

発行所 東京都国立市中 2-1

一橋大学社会科学古典資料センター

発行日 2012 年 11 月 30 日
